

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1番	井川芳昭	2番	清原良典
3番	中島貞次	4番	上山隆弘
5番	服部千秋	6番	長谷川原司
7番	井村淳子	8番	中井政喜
9番	嶋澤達也	10番	花畑奈知子
11番	熊谷直行	12番	上田富夫
13番	村田興亞	14番	桜井公晴
15番	橋本恭子	16番	北川嘉明

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	山本修三	書記	木村和義
書記	藤井仁美	書記	西田美智子

説明のため出席した者の職氏名

町長	首藤正弘	副町長	八幡儀則
教育長	圓尾哲一	総務部長	佐々木正人
生活福祉部長	丸尾満	経済建設部長	富岡慎一
教育次長	塚原二良	財政課長	香田大然

（開議 午前10時00分）

議長（北川嘉明） 皆さんおはようございます。

平成19年第4回太子町議会定例会第2日目におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成19年第4回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（北川嘉明） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、15番橋本恭子議員。

橋本恭子議員 皆さんおはようございます。

15番橋本恭子。通告に従いまして、まちづ

くりの集いについて一般質問を行います。

今年もまちづくりの集いを各地区、公民館で開催され、今年は8月2日から10日まで、各地区の自治会長に集まっていたき、2時間程度熱心に意見交換されたと聞いております。

さて、昨年は8月3日から10日まで、テーマを「希望と活力ある自立したまちづくりを目指して」で開催され、意見交換の内容は、行政改革を推進し、財政基盤の強化を図ることの必要性、また現行政体を継続する上で今後必要となる新庁舎の建設問題など、自立したまちづくりとして歩いていく太子町の今後にとって欠かすことができないいろいろな事項について、自治会長の皆様と町長初め町役職者との間で活発的に話し合われたようでした。

そこで、次のことについて伺います。

1点目、今年のまちづくりの集いについて、テーマは何であったかということと、2つ目、太子町は69自治会ありますが、何名の自治会長が参加されたかということと、それからどういう意見が出たかということについて伺います。

2点目、昨年のテーマは、希望と活力ある自立をしたまちづくりを目指してで、大きく3つのまちづくりが主でありました。

1つ目は、自立を目指したまちづくりについて、行政改革や財政状況、庁舎問題などが出ておりました。2つ目は、安全、安心のまちづくりで、防犯とか水害対策について話が出ております。3点目、活力あるまちづくりについては、地産地消、また子供の遊び場、また相談窓口、また自治会活動について出ておりましたが、その他の事項として20項目ほど出ておりました。1年経過して、成果と反省点について伺いたいと思います。

3点目、近隣のたつの市は、今年まちづくりの集いで各団体や小・中学校の参加を呼びかけています。PTA、民生委員、婦人会、老人会、自治会、消防団員、スポーツ21のメンバー、小・中学校も各校区で参加してもら

って幅広い参加を得て、市民の提言や要望を聞いています。私は大変よいことだと思います。

多くの町民に参加していただき、今後幅広く住民の意見をお聞きし、十分検討し、町政に反映すべきと考えております。来年度は、各団体や小・中学校の参加も得ながらいろんな意見を聞いてはどうでしょうか。それについて伺います。

以上です。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） それでは、まちづくりの集いにつきまして、まず1点目の今年の内容はということですが、今年につきましては、「参画と協働の力で住みよい太子町のまちづくり」ということのテーマに、地域の代表者である自治会長と町長初め町幹部職員が懇談いたしました。

具体的な懇談テーマは、事前に連合自治会、各地区会長と調整をいたしております。行財政改革や庁舎建設、今後、太子町政を執行する上で検討しなければならない事項、防災や防犯など安全、安心なまちづくり、また少子・高齢化社会での地域活性化策や自治会活動など、幅広い分野にわたって熱心に議論をしていただき、有意義な意見交換を行いました。

この会議録につきましては、「広報たいし」10月号に掲載するとともにホームページにて公開をいたします。

それと、参加人数ということですが、これは63自治会でございます。

次に、昨年度話し合われた事項の成果と反省点ということですが、昨年のまちづくりの集いのテーマとしましては、「希望と活力ある自立したまちを目指して」をテーマに、太子町を今後維持する上で避けることのできない行財政改革や財政状況、また庁舎建設等について熱心に議論をいただきました。また、その会議録は、「広報たいし」にて公表いたしております。

議論をする中で、市町合併の有無、また町

財政の現状と展望、庁舎建設の検討状況など、町の将来像について自治会長、ひいては会議録を読まれた町民の皆様にお伝えできたことと思っております。

我々行政も自治会長の発言を通じまして、太子町において今後何が問題となり、また何が望まれているか、現在の行政ニーズを把握することができました。いただいた意見につきましては、庁内で検討し、実現可能なものは順次実施いたしております。

次に、来年度は各団体や小・中学生を交えての町民参加を考えてはということでございますが、まちづくりの集いにつきましては、町長初め幹部職員が町民の皆様とひざを交えて話すこの形式を大事にしたいと考えております。それは会場あたりの人数が多くなるほど双方向の話し合いというその要素が薄れまして、行政の説明会あるいは要望をお聞きするのみの場となるところがあります。したがって、参加人数につきましては、懇談という形を維持できる二、三十人程度といった範囲の中でやりたいと考えております。

地域の実情を一番ご存じである地域全体の立場で発言していただきます自治会長さんとの懇談を基本の形として考えております。その上で、より幅広い方々のご意見をお伺いする必要が生じた場合は、その都度検討していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 橋本恭子議員。

橋本恭子議員 私が質問した事項について大体答えていただきましたが、2点目の、再度質問いたします。

どんなニーズを把握されたということかと、それからいただいた意見で実現したものは何だったかということについて伺いたいと思います。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） ニーズの把握につきましては、大きくは水害対策について、多くの自治会長さんから意見をいただいております。

ハード面での対応策である水道整備につきましては、用地買収を伴うため、すぐの着手は難しいと考えております。自治会長からも水道整備を望む意見が数多く出ておりますが、今年度の雨水全体計画の見直しを通じまして、太子町全体での雨水排水のあり方を検討したいと考えております。

それと、水害発生時の対応方法につきましてもご意見をいただいております。それにつきましては、不断に防災体制を見直すとともに地域防災計画見直しや洪水ハザードマップ作成を通じまして、水害を初めとする災害に強いまちづくりに努めていきたいというところでございます。

また、町の財政状況につきましては大丈夫なのかといった質問も多くお受けいたしております。町民の皆さんに町財政不安を感じておられる証左だと考えております。行財政改革をさらに推進しまして、町民の皆さんに不安を解消していただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

いただいた意見のうち、実現したものは何かということでございますが、自治会要望かなり出ておりますが、そういったものの事務処理方法の整理といったものをさせていただいております。18年度以前に出てきましたものは集約をいたしまして、整理して自治会長さんの方に返事を返していくということでございます。19年度以降につきましては、実施の適否を検討後、すぐに返事するように整理をいたしております。

また、防犯についても地域と連携を図り、情報提供すべきとのご意見をいただきまして、事件性の高い事案につきまして、自治会を初めとする関係者への情報提供を行うとともに、事件、事故発生時の対応方法について、全保護者への周知を行っております。

それにあわせまして、具体的なものとしまして、吉福グラウンドの方で夜間不審者がいるという指摘も受けまして、早急にチェーンの整備をするなどして、そういった管理方法を改善いたしております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 橋本恭子議員。

橋本恭子議員 今質問したことで大体分かりましたが、なかなかニーズを把握されて意見を実現したものは自治会要望の整理ということでありましたが、いろいろ大変ではありますが、よろしくをお願いします。

それから、もう一つお聞きするのを忘れておりましたが、庁舎建設問題について、去年は出ておりましたが、今年についてはそういう庁舎問題について再度質問というんでしょうか、意見は出ておりませんかでしょうか。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） お答えします。

庁舎問題につきましては、去年のまち懇でも各自治会長さんからいろいろと早くやれというようなことで質問をちょうだいいたしたところでございますが、やはり我々は今財政状況を十分把握しながら行政執行をしなければならぬと、このように考えております。

そうした中で、今進めようとしておる事業につきましては、やはり給食センターの全面改築というようなことも考えておりますので、そうした財政面を十分把握しながらやっていきたいということで、本年も何件かそうした質問をちょうだいいたしました。そうした面は十分考え合わせながら、また場所をどこにするか、そしてその建築手法も十分に考えて取り組んでいきたいと、このような回答をさせていただいております。

以上です。

議長（北川嘉明） 橋本恭子議員。

橋本恭子議員 それでは、よろしくお願いたします。

最後に、太子町総合計画の基本目標である“和のまち太子”の実現のため、6つの行政施策を基軸にし、住民参加による主体的なまちづくりを推進するとともに、古都全体と伝統と改革、自立と連携の融合されたまちづくりを要望し、私の一般質問を終わります。

以上です。

議長（北川嘉明） 以上で15番橋本恭子議

員の一般質問は終わりました。

次、3番中島貞次議員。

中島貞次議員 おはようございます。

3番、公明党、中島貞次。通告に従って質問いたします。

まず第1点目は、仮称心のケアセンター設置をということで質問いたします。

1つ目に、福祉常任委員会でも調査いたしました。昨年、小学校6年の女子児童が音楽会のピアノ伴奏のことで教師との意見の食い違いから狭い算数準備室で3時間という長い時間拘束され、3人の教師と話し合いがあったということです。結果として、その児童はPTSD（心的外傷後ストレス障害）になり、不登校になりました。残念なことに卒業式にも出席できませんでした。保護者にとっても、子供にとってもつらい、悲しいことだったと思われま。

ちなみに、PTSDというのは、ポスト・トラウマティック・ストレス・ディスオーダーの略語で、心的外傷後ストレス障害という意味で、つまりトラウマ、心的外傷となる、心に受けた衝撃的な傷がもとで、後に生じるさまざまなストレス障害のことを指します。

どうやってPTSDが発生するかといいますと、突然の事故や事件など、自我のコントロールを超えた暴力的、侵入的な刺激に対して対応ができない。このときに受けた傷がトラウマ、心的外傷となります。トラウマには、事故、災害等における急性の外傷と虐待、いじめ等で受ける慢性の外傷がありますということで、PTSDになるとどういう現象が起こるかといいますと、悪夢、悪い夢を見たり、フラッシュバック、過去に受けたそういう体験をもう一度夢を見たりとか、あるいは頭の中で描いたりとか、あと頭痛、腹痛、吐き気とかいろんな身体的症状が起きる、これがPTSDであります。

その小学校6年生の子供も現在は中学生になって、町外の私学に通っていると聞いております。しかし、まだ後遺症は残っており、欠席する日もあると聞いております。

また、PTSD治療のため、神戸の専門病院に通院しております。1回にかかる費用は、交通費合わせて1万円近くかかると、こういうふう聞いております。このような一連の行為は、学校教育法第11条の体罰禁止規定にも抵触していると思うし、また教育を受ける権利を奪ったと言えるが、見解を問います。

本来、この法律は児童の懲戒に対しての体罰禁止を定めたものであるので、多少意味合いが違うと思いますが、体罰と判断してもいいと思う。また、法務省の見解でも長い時間拘束することは体罰に当たるとあります。今回のこの事件についての見解を伺いたい。

2つ目は、そのように太子町に居住する学齢児童で、学校教育法施行令第9条の区域外就学児童について、実態はどうなっているのか。小学・中学別、男女別、地域別（西播磨、東播磨、阪神、大阪等）の人数を教えてください。

3つ目は、現在、児童・生徒の心の悩み相談について、小・中学校にはスクールカウンセラーが配属されておりますが、区域外就学児童及びその保護者が相談するところが町内にはありません。また不便であります。また、町内の学校に通っていてもなかなか学校に相談しにくい。外にばれるとか、そういうことで公共の相談窓口が、あるいは遠い、近くにないので、どうしても家庭の中で悩み、苦しみを抱えたまま問題が解決しないで困っているケースも多々あると思われまます。

そこで、町内のだれでも安心して気軽に相談できる場所、仮称心のケアセンターを設置してはどうか。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（北川嘉明） 教育長。

教育長（圓尾哲一） 3つの件についてお答えします。

初めの見解ですけど、当然のことながら体罰は学校教育法11条で禁止されてることは、皆さん周知の事実でございます。教育委員会

といたしましても、常日ごろから各学校に対しまして、校長を通じて指導してるところでございます。

ご指摘の件ですが、教師と子供の間において医師の疎通を欠いたことによるという説明でしたが、そのとおりでございます。思いの行き違いのあったことに起因したもので、学校の管理職や関係教諭にも理解を求めべく指導いたしてきました。そのときから含めて、保護者に対しましても説明、学校を通じていたしてまいりました。結果的には、保護者から神戸地方法務局に対して人権救済の申し立てがなされました。その結果、法務局は人権侵犯の事実を確認することはできなかった。侵犯事実不明確であるという決定が8月15日付でなされた通知をいただいております。

今後は、かかることのないよう子供や保護者との信頼関係をより一層充実したものに努めていきたいと、そんなふうに考えております。

2番目の町外への区域外就学の状況でございますが、児童とおっしゃいましたけど、児童・生徒を含めて申し上げます。

小学校の方、岡山へ6名行っております、女子が。男女別とおっしゃいましたので、女子、岡山だけです、その6名だけです、小学校は。

それから中学は、岡山へ男子4名、女子2名、それから中播磨へは男子9名、女子11名、東播磨へは女子2名、男子4名、大阪へ女子3名、神戸へ女子1名、香川県へ男子1名、太子町全体では小中合わせて43名の児童・生徒がそれぞれ志を持って区域外への就学を選択なさっております。

それから、3番目の問題ですけど、現在、各小・中学校ではスクールカウンセラーを配置して、児童・生徒は無論のこと、保護者あるいは教員に対しましてもカウンセリングを行っているところでございます。

その体制といたしましては、両中学校及び太田小学校には県費で、結局中学校と太田小

には県費で、石海小及び斑鳩小学校には町費において各1名のカウンセラーを配置し、龍田小は東中あるいは斑鳩小のカウンセラーによる対応を行うべく措置いたしております。

相談日でございますが、それぞれ週1日8時間といたしております。

以上が、その学校に在学する児童・生徒に係る相談といたしております。

区域外就学の児童・生徒につきましては、それぞれの進学先の学校におきましてカウンセラーが配置されていると思いますので、そこでカウンセリングを受けられるのが最良ではないかと考えております。

そして町全体には、教育委員会といたしましては毎週金曜日、中央公民館におきまして教育相談を開設いたしております。ご利用いただければありがたいと、そんなふうに思います。

以上3点、お答えいたします。

議長（北川嘉明） 中島貞次議員。

中島貞次議員 ありがとうございます。

まず、先ほどPTSDになった児童ですが、本来、今回の事件がなければ無事小学校を卒業して町内の中学校へ通学しながら、大好きだったピアノを弾きながら楽しい学校生活を送っていたであろうと想像すると、私は非常に残念に思います。

子供たちを預かる学校の先生方も、今後二度とこのようなことがあってはならない、またしてほしくない。細心の注意を払って子供たちの教育に努めてほしいと、そういうふうに思います。

子供はかけがえのない未来の宝です。今回の問題は、人権にかかわる問題でもあると思うし、憲法26条では、すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有するとありますが、それを一時期でも奪ってしまったと。また、児童憲章には、前文に、児童は人としてとよばれる、児童は社会の一員として重んぜられる、児童はよい環境の中で育てられるとあります。このことをもう一度思い返してほし

いと、そして教育基本法第6条で、法律で定める学校の教員は全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責に努めなければならないと。このことは、先生方は十分ご存じのはずですが、もう一度学習し直していただきたいと考えております。この辺のことをもう一度徹底していただきたいと、そういうふうに思います。

2つ目の区域外就学児童の件ですけれども、現在43名おられるということですが、その方々について、当然学齢簿がありますから、氏名とか住所、親御さんの名前とか、そういうのは当然掌握されておられると思いますけれども、それ以外の学校通学状況とか、そういう点については掌握されておられますか、どうですか。

議長（北川嘉明） 教育長。

教育長（圓尾哲一） 最初の件につきましては、議員のおっしゃるとおりで、その対象となりました教師は何十年も教職経験のある先生でございます。その教師がピアノを弾かすと言ったとか、言わなかったとかということで子供の心の面を非常に傷つけたことは、人間として、教師として考えさせられるべきもんがあると思います。特に、心の傷をつけた、プライドを傷つけたということは相済みなく思っております。

今の件につきましては、特に法律でおっしゃいましたとおりでございます。この件につきましては、今後とも再三再四教師職員への徹底、共通理解を図っていききたいと、今後さらに一層の充実を図っていききたいと、そんなふうに思います。

それから、通学方法につきましては、大阪だとか香川だとか、遠くへ行ってるのは、これ下宿でございます。それ以外はJRで通っております。

以上でございます。通学方法は。

議長（北川嘉明） 中島貞次議員。

中島貞次議員 済いませぬ、ちょっと言葉足らずで。その通っている区域外就学しておられる方の生活状況、きちっと学校へ行って

おられるとか、あるいは何か問題を抱えてはいないかとか、そういう子供さんの状況について、教育委員会として掌握しておられるかどうかということです。

議長（北川嘉明） 教育長。

教育長（圓尾哲一） 私立の懇談会のときに出ていって、各小学校の6年生担当なり、あるいは進路担当の先生が聞いてこられた報告を受ける程度で、それ以上のことは教育委員会自身としては、各校とは、私立校とはやっております。

以上です。

議長（北川嘉明） 中島貞次議員。

中島貞次議員 先ほどの6年生の女の子の件もありますけれども、できる限り区域外就学児童についても何らかの問題を抱えている場合もあり得ると思いますので、何らかの方法で知る手段、当然長期欠席児童については、多分学校の方からこちらの教育委員会に必ず通知があると、そういう規則になっていると思いますけれども、それ以外のいろんな具体的な悩みとか、そういうものについて、できれば掌握する、あるいは把握する、そういう方法はないものかなと、そういうふうに思いますが。

議長（北川嘉明） 教育長。

教育長（圓尾哲一） 問題が発生した場合は、今おっしゃいましたように各校から出身校、各小学校へ連絡があります。そのときは、必ず校長がその学校へ行きまして相談をさせていただいております。それ以外、今言いましたように43名ですので、各子供について、教育委員会単独で把握することは非常に困難じゃないかと思えます。ですから、今後そういう面において、小学校で進路先への追跡調査をやはりもう少し丁寧にするように指導していきたいと、そんなふうに思います。

以上です。

議長（北川嘉明） 中島貞次議員。

中島貞次議員 ありがとうございます。よろしく願います。

最後、心のケアセンターについては、私自身、新しく建物をつくると当然費用が要ります。ですから、どこか公共の建物、学校以外のところで一部分を借り切ってそういう心のケアセンターみたいなものを設置してはどうかというふうに思っています。

これは、私自身の考えるのは、毎日、週1日とか2日でなしに、月、火、水、木、金、だれか1人でもいいからカウンセリングできる人が常駐でおられてできる方法はないものかなというふうに、気軽に、いつでも、どこでも行けるというね、そういう身軽さというか、そういうものを考えていただきたいなと、そういうふうに。これは先ほどの保護者の方からもそういうところがないのかなというふうにご相談受けたことがありまして、そういうふうに思っています。

議長（北川嘉明） 教育長。

教育長（圓尾哲一） おっしゃる願いはよく伝わりますんですけど、やはり1人、人を雇うと、カウンセラーは大体200万円ちょっとかかります。ですから、非常に費用的にも難しいので、教育委員会単独ではお答えすることはなかなか難しいと思います。

それと今、この後質問にも出てますんですけど、学童保育や預かり保育でも教室が足りない状態が起きております。だから、部屋を見つけること自身も非常に難しいと思えますんで、町当局ともちょっと話をさせてもらわんと、一存では答えることはちょっと難しいと思えます。

以上です。

議長（北川嘉明） 中島貞次議員。

中島貞次議員 はい、分かりました。ありがとうございます。

最後に、太子町の児童ですけれども、やはり太子町民にとっては宝であります。将来を担う大事な子供たちが太子町にはたくさんあるわけですけれども、町長として、子供たちの将来を見据えて、そういう教育福祉のあり方をどうとらえておられるのか、一言答弁をお願いしたいと思います。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） やはり次代を背負う若い皆さん方、これはかっちりと教育、また社会教育、いろいろな面で我々もサポートしていかなければならないということは十分に承知するところでございます。

先ほど、カウンセラー事業の件で職員を1名配置してはと、専属で配置してはというご質問でございますが、私は今お聞きしておるところによりますと、それぞれ学校へ配置しておりますカウンセラーによる対応で十分今間に合ってるというふうにお聞きしておるところでございますが、しかしそうした反面、また一般社会面の関係でいろんな問題が発生いたしております。今時も社会福祉の関係で児童家庭相談員等々の配置も要望が上がっているところでございます。そうした中での、大きな視野でもって対応が考えられるのではないかと、このように思っておりますので、十分教育委員会と検討はさせていただき、そうした児童家庭相談員等々の活用もできるのではないかと、このように思いますので、今後十分練っていききたいと、このように思います。

以上です。

議長（北川嘉明） 中島貞次議員。

中島貞次議員 ありがとうございます。

次、第2点目に移らせていただきます。

第2点目は、防災についてであります。

1つとして、地球温暖化による異常気象により、大雨洪水による災害が起りやすくなっています。町内で標高、高さは役場付近で標高14メートルぐらい、鷗北交差点、広坂あたりで標高20メートルぐらい、南の方へ行きますと吉福グラウンドあたりで標高4.8メートルぐらい、これは地図によって判断したわけですけども、ということは、南部へ行くほど標高が低いわけですから洪水被害に遭う可能性が高いというふうに普通は考えられます。

一概に標高差だけでは決められない部分あります。近くに川や用水路があったり、山が

近くにある等々、地形の条件によってもいろいろあると思いますが、住民の方々には、今住んでいるところが大雨や川の増水でどういう状況になるのか、具体的に分かる手段を講じてほしいと思いますが、町としてどういうふうにご考えておられるのか。

2つ目は、日本は地震大国であります。最近でも能登半島地震、新潟中越沖地震が記憶に新しいところであります。その被害状況を見ると多くの方が被害に遭っております。

私たち太子町に関係があり、危険性を指摘されているのは、南の方では南海地震、東南海地震であり、北の方では山崎断層の地震であります。これらは近々起きる可能性が高く、またいつ起きても不思議ではないと専門家は言っています。

南海、東南海は、大体300から400キロぐらい離れてますので、地震発生から最初の揺れP波、縦波到着が1分半ぐらい、続いてS波、横波が到着するのが地震発生から3分ぐらいと考えています。その間に避難すれば十分間に合うし、緊急地震速報が10月1日からスタートするわけですけども、それが発表されても十分間に合うというふうに考えられます。

しかし、北の山崎断層で地震が発生すると非常に厳しい状況になります。安富町と山崎町の境の安志峠付近を震源としますと、太子町まで17キロしかありませんので、地震発生後最初のP波、縦波の揺れは二、三秒後に来ます。S波、横揺れが四、五秒で太子町に来ます。ということは、緊急地震速報が発表される以前に、もう地震は太子町で起きるとのわけです。不意をつかれてしまうということで、それから山崎断層の岡山県境付近が震源であっても、最初の揺れ、P波は四、五秒で来ます。次の揺れ、S波も大体9秒かその辺で来ます。いずれにしても、山崎断層で地震が起きたら時間の余裕は一切なく、どうしようもないというふうに考えられます。

そこで、町として地震が起きたときのシミュレーションを当然しておかねばならないと

考えますが、マグニチュード6ないし7クラスの地震があったとしたら、被災状況をどの程度予想しておられるのか、これが2点目です。

3つ目は、町民が風水害、地震に遭ったときに慌てないためにも常日ごろから防災メモのようなもの、例えば今各家庭には家庭ごみ収集カレンダーが配布してありますが、そのような感じで各家庭でいつも、だれでもが目にとまるところに張っておいて、いざというときにどうするのかを周知徹底して、無意識のうちにも行動できるようにしてはどうかと。そのための防災メモ、防災シートのようなものを作成して各戸に配布してはどうかと。その中には、当然避難場所、避難経路とか、非常の持ち物、連絡方法、連絡先、あるいは防災の対策、いざ地震が起きたらどうするのかといった内容のことが書いてあるような、そういう防災メモのようなものを町としてつくられてはどうかと思いますが、意見をお伺いしたいと。

以上です。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 防災につきましてのお尋ねがございました。

昨年のおまちづくり懇談会におきましても、安全・安心の話の中で出てまいっております洪水ハザードマップの作成についてということで、第1点目をお話ししたいと思います。議員ご指摘のとおり、大雨になりますと当然南部ほど高低差が緩やかになってまいりますということでございますが、この河川の堤防破壊によります大規模な浸水ということをご想定をいたしまして、兵庫県が太子町にあります林田川、大津茂川、この両河川が大体想定としてましては100年に一回程度起こり得る大雨による堤防破壊ということをご前提をいたしまして、河川の決壊によります浸水区域並びにその水深の深さを示すマップを発行しております。それをもとに、本町ではこの平成19年度の事業をいたしまして、洪水ハザードマップを作成をするということにいたし

ております。

この地図では、さっき申しましたように浸水予測区域、それから浸水の深さの区分、それに加えて避難所などの情報、それとあわせて土砂災害の危険区域等々もあわせて表示をするということになっておりまして、作成後、各戸配布をさせていただくという手はずで今進めておるところでございます。

このハザードマップにつきましては、住民の皆様方の安全確保のために避難や危険回避など、自主的行動を支援するということが目的にいたしておりますので、そういったことをご活用をいただけたらというふうに思っております。

それと2点目でございますが、山崎断層、直近の山崎断層で地震が発生したときに、今どういった被害想定をしておるかというお尋ねがございました。この被害想定につきましては、阪神・淡路大震災以来、県も中心になりまして、その被害の対応につきましての総合的な調査をいたしております。

本町の被害想定につきましては、平成10年に県の調査をもとにした報道がなされておりまして、その想定を御見みますと、現在もそれが一番本町では想定の基本になっておるんですが、太子町におきましては、その想定地震の規模ですが、大体マグニチュードにいたしまして7.7、かなり大きな規模でございます。

参考までに申しますと、阪神・淡路大震災のマグニチュードが7.3、このたびの新潟県の中越沖が6.8でございますので、かなり大きな規模の地震ということが想定になっておりまして、太子町におきます震度、マグニチュードではないんですが、震度では6強を想定をいたしました。それをもとに被害想定を行いましたところ、木造の建物で、全壊する建物が木造では211戸、それから同じく木造で半壊するものが1,676、それから非木造でございますが、大破するのが4戸、それから中破するのが81という数字が出ておりまし

て、避難者数にしましては2,584という数字が出てまいっております。

建物だけでなしに、今人的被害の想定もされておまして、大体夏時期の時間帯にしまして早朝の3時から4時、最もお家に皆さんがおられる時間帯でございますが、それでは大体死傷者数が約300という想定がなされておるところでございます。

それから、第3点目でございますが、防災メモのようなものという中島議員ご提案の内容でございますけれども、先ほど申しました洪水ハザードマップの裏面を活用するという形で、その中で防災メモのような情報を取り入れると。

今思っておりますのをちょっと申し上げますと、我が家の防災メモという形で家族の緊急連絡先、それと最寄りの避難場所、それから緊急連絡先などといった情報を書き込む欄、それと非常持ち出しの品物を、こんなものということでメモ的に上げました。と、地震並びに風水害、台風、大雨ですね、その安全対策、行動の一つの目安といいますか、心得といいますか、そういったことをメモ的に記載をすると。また、土砂災害での要注意箇所並びに心得といったような情報をハザードマップの裏面に掲載をいたしまして配布をしたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 中島貞次議員。

中島貞次議員 大変ありがとうございます。

そのように町としても、いざ何かあったときに万全の態勢で臨んでおられることを聞きまして、非常に安心しました。

できれば、早急にそのハザードマップをできるだけ早くつくっていただきたいというのが私の願いでございます。

最後に、太子町の防災本部長としての町長のこれからの防災に対する決意をお聞きして質問を終わりといたします。よろしく申し上げます。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） ご承知のとおり、太子町でも年1回、各校区に分けて、校区をずっと回らせていただき、防災訓練を実施させていただいております。

先ほどおっしゃいましたように、この洪水の場合、ある程度予測ができます。しかし、いざ地震となりますと、近隣に山崎断層を抱えている関係もございます。もう少し、本当に実践的な訓練もやっておるんですが、太子町では大丈夫だろうと、これは案外太子町の皆さん方、この地域はそうした災害の少ない場所でもございますので、水害も少ないというような中から太子は大丈夫だろうという気持ちがあるのではないかと。やはり常日ごろからその危機意識を持っておかなければいけないというようなことで、そうした防災訓練も実施させていただいております。そうしたところ、やはりでき得る限りご出席、ご参観等をお願いしたいなと思います。

私も、先の日曜日に西播磨の防災訓練がテクノポリスでございました。そこへ消防団等々、職員と参画させていただいたんですが、余りにも訓練は大がかりになり過ぎまして、それときっちりとしたスケジュールが組まれております関係上、知事の総評でも素晴らしい訓練で、素晴らしい避難等々が完璧に行われたと。しかし、それが実践につながるかと。いざというときに、気が動転したときやなんかでもそれが対応できるかという、なかなかできるものではないと。しかし、そうした訓練を何回も通しながら、やはり身につけていっていただきたいというようなごあいさつもございました。

私どももそうした関係上、でき得る限り、そうした訓練等も通し、そしてまたこの防災ハザードマップにしましても、自治会長さん方にも参画いただいて、こういうマップをつくるべきだろうというようなことでご指導、またご協力を願ったところでございます。お互い、昨今隣近所も希薄になる中で、お互いがそうした意識を持っていただいご協力を

お願いしたいと思います。

この問題は、行政だけでは到底対応できる問題ではございません。町民の皆さん方にもご協力、ご支援を受けながら、いざというときの対応に備えていきたいと、このように思います。

以上です。

議長（北川嘉明） 中島貞次議員。

中島貞次議員 ありがとうございます。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（北川嘉明） 以上で3番中島貞次議員の一般質問は終わりました。

次、2番清原良典議員。

清原良典議員 2番清原良典。通告に従いまして、何点が質問を行います。

まだまだ私ふなれでありますので、当局の方にはどうぞよろしくお願いいたします。

まず、6月の定例会にて質問をさせていただきまして、議会だよりが発刊されてから、以前より苦情を寄せられておられました方より、また数人の方よりお礼の電話並びに今後ともこのふん害について努力してくださいとの連絡をいただきました。数人の自治会長さんとも、この件についてお話ししました。

自治会で議題として取り上げるところもある反面、いまだ話題としても上げない自治会もあるのが現状です。命の危険性とかせつば詰まった危機感がないせいもあるのですが、環境美化の観点からいっても、非常に大問題です。

私の住まいの関係上、鶯の県道龍野線をよく歩くのですが、本当にひどい状態です。この道路におきましては、今年当局を退職されました仁王前の田中昇さんが老原の方とともにボランティア活動として週に2回、清掃活動、ごみ拾いを行っておられます。本当に頭が下がります。私にもふん拾いをしたらどうやと声をかけられておるわけですが、雑用が多々あるため、いまだ参加できておりません。一日も早く参加するよう努力いたします。

す。

また、田んぼの関係上、龍田方面で草刈りをよくするのですが、全くもってふんの多いこと。どこもここもくそまみれです。先週も草刈り機でまともにふんを削り、自分の体に飛んできたり、ひどいもんです。自分が臭い目に遭ったから物を申すのではないのですが、飼い主のマナーの問題点と言われる人がよくおられますが、いま一度しっかりとした啓発運動を行っていただきたい。

私は、各家庭に見ていただくために一度回覧でも回してはどうかと思うのですが、当局におかれましてはどのようにお考えですか、お伺いいたします。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 犬のふん害につきまして、6月の議会におきましても清原議員からご質問がございました。

先ほどご質問の中にもございましたように、もう既に議会だよりでも取り上げられ、また町報におきましても、8月号でございましたが、ちょうど予防注射の記事と同じところでふん害につきましての記事を掲載をさせていただいて啓発、環境美化に向けての理解に向けた啓発を行っておるところでございます。

飼い主のマナーということで、前回もお話をしたところでございますが、本当にそれだけやなしに、この犬のふん害だけではなく、たばこの吸いがら並びに一般ごみも無造作に公衆用の道路の上にも捨てられるといった光景が見受けられるところでございます。

先ほど、具体的に提案はあったわけですが、町といたしましても回覧によりまず啓發文書を生活環境課の方で検討しております。近いうちに回覧をさせていただくということになるかどうかと思うんですが、やはり従来も申し上げてまいりましたように、立て看板の設置、町広報、また回覧といったような手段といたしますか方法でもちまして、それぞれ住民の皆様お一人おひとりが美化意識の高揚、また地域の環境をよくするといった機運を高めてい

ただくというところで我々も努力をしたいというふうに考えております。ご提案のとおり  
の回覧ということを具体的に検討させていただいておるといことで答えとさせていただきます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 しつこいようですが、太子町の環境問題として、そして町民の要望として、たび重なる啓発運動並びに広報活動を惜しみなく続けて行ってもらえることを要望いたします。

続きまして、給食センター事業計画について質問いたします。

福祉文教常任委員会において、給食センターについての議題が何度となく出され、現在も審議中ではあるのですが、委員会報告においては、この秋には仕様書がつくれ、順次進めていく中で、平成21年度には改築工事に着手するという建築ありきの方向で進めておられますが、確かにアレルギー対策上は、現状施設では代替食は無理、そして衛生管理を強化するよとの国からの指導も理解はできるのですが、昨日の決算報告の説明におきましても、町の財政事情が苦しいということは明らかであります。また、あらゆる面においても外注委託に移行していく方が経費削減に努める方策として正解ではなかろうかとも思われるのですが、建設ありきの方向としてしか判断しかねない現状を、多額の費用をかけて早急に進めていかねばならぬものなのか、当局の考え方を伺いいたします。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） ご質問にお答えをいたします。

改築の必要性についてでございます。

まず、施設面では昭和48年1月に建築で34年が経過し、老朽化がしているところでございます。

2つ目は、設備関係でございます。機器類の老朽化。例えば、ボイラー2基のうち1基が10年を経過している、また蒸気回転がまも

48年の当初からのもの、また消毒保管機についても20年以上が経過しているなど、全体的に老朽化が進んでいるところでございます。

3つ目には、平成8年に腸管出血性大腸菌O157による学校給食での食中毒の発生以降、学校給食衛生管理の基準が見直されております。施設もウエット方式からドライ方式へと移行して、衛生管理面においても急務になっているなど、改築を必要とする理由でございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 圓尾教育長、塚原次長を初め立派な方々が緻密な計算並びに計画を立ててのこととは思いますが、財政事情もいま一度再考され、焦らず原点に戻って、安心、安全の食の提供に努力していただきますようお願いを申し上げます。

次の質問に移ります。

平成18年2月に前助役が競争入札妨害事件にて癒着関係にあった建設業者の実質経営者とともに逮捕された事件は、まだまだ記憶に新しいところです。長年にわたり、指名委員会の長として、また入札関係の長として、一時期公共下水道工事等々が急がれておった数年の間、太子町の財政を左右するとも言われかねなかった公共工事を癒着構図の中で自分の私利私欲のために太子町にとって何の利益にもならない、これら町外業者に落札させようと図ってきた行為に対して、当局はどのように対処してきたのか。町の財政並びに町民に莫大な損害を与えたことは明らかであります。これに対して損害は見積もっているのか、そしてその損害の回復はどのようにさせるのか、行った行為に対しての刑事罰を受刑したことは理解しておりますが、与えた損害に対しての賠償はなされてないと思います。助役並びに業者に対して賠償請求を行う必要があると思いますが、当局の考え方を伺いいたします。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） お答えします。

先ほど議員ご指摘のとおり、この事件、平成18年2月に設計価格を特定の業者に漏らしたというようなことで、公正な入札を妨害したとして競争入札妨害の罪で逮捕され、またその後公判を経て懲役1年6カ月、執行猶予3年の刑に処せられたということで記憶も新しく、また、これは太子町としても汚点を残した忘れられない事件でございました。

私も、この本会議の席上で陳謝したところでございますが、そうした中、職員にはやはり地方公務員法等法令の遵守、そして襟を正して職務に精励するようにと、これは口癖のように言ってきておるところでございますが、やはりちょっとしたところで、こうした事件が起きるといようなことは、やはりもっともっと徹底していかなければならないと、このように考えておるところでございます。

町民の皆さんにも、本当にご迷惑をかけた、このように考えております。

そうした中で、私はこの件については、やはり司法の場で真相を究明され、また法のもとでの裁きとなってきますので、そうした法の中での経緯、経過を見つつ、判断を見守ったというところでございます。

今、いみじくも議員の方から損害賠償とのご指摘でございますが、この損害賠償、そしてたらどうなるか、内容的に精査してもどういう損害が、大きな損害が出たか、恐らく金額的に表示しないと分からない問題ではございますが、一応私どもでは入札を執行し、その中の範囲内での落札等々になっております。そうした中で競争感が失われたという点では、これは反省しなければならないというところで、本年もその指名競争入札から一般競争入札に振りかえる金額等々も見直しをさせていただいて、できる限りそうしたことの起きないように改善をしているところでございます。

この損害賠償請求ということにつきましては、今のところ特に考えておりません。当助役も法のもとでの裁きを受け、また既に本人

は退職手当組合条例に基づきまして退職金の返済も済ませておるところでございます。私どもは、今後こうしたことが二度と起きないように、そうした入札制度を十分に改善し、また取り組みをしていきたいと、このように考えております。よろしく申し上げます。

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 なぜしないのか、不思議で仕方ありません。これは犯罪でして、業者側においては財務諸表を粉飾し、虚偽申請を行っている。余りの犯罪の常態化にまひしてゐるのではないのでしょうか。

この立件に当たっての福井大池工事においても正当な入札が行われていないがために約2,000万円から3,000万円の町民の血税が無駄に使われております。そして、法人税の還流もない詐欺以上の行為が日常化しておったことは明白であります。仮に自分に置きかえてください。個人がだまされておったことに気づいたら必ず警察に訴えると思います。

私は、平成12年、平成16年の町長選挙、また心ないやから者たちが行ったリコール運動においても、すべて首藤町長を支持してきました。私も元建設業者であったために、ほとんどの町内業者がリコール運動に手をかしている中、私に対して暴力団関係者とも思われる者からの脅迫にも心を動かさず首藤町長を支持してきました。そのような事態があった裏で、この前助役は町長にしてやるとの条件のもとに太子町の財政を私物化し、首藤町長、そして太子町の信用を失墜させたのです。町長の施政方針の柱でもある安心、安全なまちづくりをはなから妨害しておったのです。

副町長にお尋ねします。

前助役逮捕後も極端に変わったとも思われないんですが、安心、安全なまちづくりのために町外業者がなぜ必要であったのか、そして不正という2文字をどのように認識しておられますか、不正が発覚した時点で、それを隠ぺいしようとした職員並びにそれに加担した職員がおればどうされますか。モラルもへ

ったくそもあったもんじゃねえ。不正には目をつむり、それを指摘する者がおれば、それをつぶそうとする、そういうことに対してどう思われますか。

今年5月末に町内業者が逮捕された事件がありました。これも財務諸表操作による虚偽申告、そして暴力団関係者とも書かれてありました。安心、安全なまちづくりをしていく上において、今現在、太子町内に暴力団関係者がどこにいるのか把握しておりますか。そして、指名登録業者にその関係者はおりませんか、お伺いいたします。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） 清原議員からのご質問にお答えしたいと思います。

まず、損害賠償という話も今ございました。前助役の絡みで損害賠償云々については、町長からも申し上げましたとおり、個人的には社会的制裁といいますが、退職金等の返還、あるいは年金の停止が2分の1行われております。社会的な制裁が個人的には終わってるといふふうに私は感じております。

町に対してというご質問でございますが、これについて損害賠償をするということに、たとえ仮になるとすれば、そういった立証ということが非常に難しいのではないかと。やはり入札という中で、適正に行われてその業者がとっていったということでございます。ただ、新聞報道等によりますと、福井大池の事件については、設計価格等が漏れていたというようなことを聞きましたので、その辺のところの詳細なことについては、私どもも新聞報道しか知らない状況でございます。町が損害賠償ということ仮に考えるとすれば、その立証ということが非常に困難ではないかというふうに私は個人的には考えております。

それから、財務諸表のいろんな意味での不正があったということですが、これも財務諸表については、清原議員ご存じのように、県の方に申請があって、そのコピーが町の方に出てくる状態でございます、その経審とい

いますか、経営審査事項についての点数等についても、それを町としては信じざるを得ない状況でございましたので、そういう状況で、ある業者が逮捕はされておりますが、それについては建設業の許可の取り消し、あるいは指名停止等の処分がなされているところでございます、財務諸表の虚偽申請そのものについても、私どもとしては新聞報道あるいは警察からのといいますが、県からのそういう処置をしたという通知をいただいた中で、行政の中で指名停止基準に基づいて指名停止措置をしたところでございまして、建設業の許可については、取り消しについては検討は行ったというところでございます。

そして、不正について、その隠ぺいとか、つぶそうとかしてるのかというご質問でございますが、これについてはそういうことは一切ございません。私どもとしては、やはり太子町が安全、安心の町になるように、そして先ほど来出ております太子町の基本計画にございます“和のまち太子”の実現に向けて努力していく決意でございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 もう一つ納得ができませんけれども、不正に対して確固たる認識を持っておられるならしっかりと対処していただきたい。

前助役を利用して太子町の財政、いわば町民の血税を不正に取得した業者並びに現在常任委員会で名前を出ておる業者においては、不正行政書士のもとで虚偽申請をしているため、司直とも相談をして法のもとに対処してはどうですか。

不正列島とも言われかねない現在、ミートホープ問題、社保庁問題、数々ありますが、最近においては介護保険不正取得にかかわるコムスンにおいても、5年にさかのぼって不正で得た利益は返金するとのこと記事に出ておりましたが、これは当然のことです。どのようにお考えですか。いま一度お尋ね申し上げます。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） お答えします。

幅広い、いろいろな不祥事が報道でなされておるところでございますが、やはり我々公務員といたしましては、どういうことであろうとそういうことがあっては絶対ならないということでございます。いかにそうしたことが起きないように取り組んでいくか、これが重要な問題であろうと、このように思います。私自身は、そうしたことが起きないように職員に教育、また指導を徹底していきたいと、このように考えております。

先ほど、町内業者の逮捕の件も言われておりますが、この業者につきましては、本年の6月4日から来年の2月3日まで8カ月の指名停止ということをしたところでございますが、しかしその後、罰金刑等が確定いたしましたので、本年の8月3日付をもって建築業の許可の取り消しをしております。法に基づいたそうした手続はやっておるというところでございます。今後も、いずれにしましても職員の管理は徹底して指導していきたいと、このように思います。

以上です。

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 町長さんはよく分かっておられるように、お答え聞きまして一応安心をいたしました。もう一つ納得いきません。また後日、改めて質疑させていただきますけれども、とにかく不正並びに不正業者を擁護する必要は全くないと思います。

以上をもって質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（北川嘉明） 以上で2番清原良典議員の一般質問は終わりました。

次、7番井村淳子議員。

井村淳子議員 失礼いたします。7番、公明党、井村淳子。通告に従いまして一般質問をいたします。

これまでも何人かの議員の方からも質問がされてきておりますが、依然として学童保育の学年枠の拡大の要望がありますので質問さ

せていただきます。

私が言うまでもなく、現在の子供を取り巻く社会環境は、時代の移り変わりとともに幼児や学童の誘拐、不審者の出没等、父兄を震撼させる悪質な凶悪犯罪が増加を続けております。

今日、共働きやひとり親家庭の働きながら子育てをする保護者にとって、小学生の放課後及び学校休業中の安全で安心な生活を保障する学童保育の必要性はますます高まっております。そして、この学童保育を現在の3年生までにとどまらず、4年生から6年生までの拡大を望む声は増える一方でございます。

これまでもいろいろな考え方も出ておりますが、当局は今の学童保育の状況をどのようにとらえ、この住民の声に対してどう受けとめ、これから先をどう考えているのでしょうか。

それと、今年の町長施策方針の中に、子供が安全で健やかに過ごせる居場所を確保するため、今後3年間をかけ学童保育事業と連携し、放課後子どもプランを実施いたします。学校の余裕教室等を活用し、安全管理委員を配置の上、地域ボランティアの協力を得て、地域で子供を育てていこうとするものですが、今年から実施される放課後子ども教室は、その上に乗ってどのように運営されるのでしょうか。また、学童保育とのかかわりと、その役割、目的についても説明を教育長に求めます。よろしくお願いいたします。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

まず、学童保育の現状でございます。

本町の学童保育事業は、児童の安心、安全面を最重点に置き、小学校の余裕教室を使用して、1年生から3年生までの児童を対象に開設をいたしております。

これは、平成7年度に太田小学校において、夏休みの期間中のみ開設することから始め、平成11年度には石海と斑鳩を加えて平日

も開設、16年度には龍田学童を開設して、すべての小学校区で学童保育を実施し、現在に至っております。

平成17年度からは、保育時間を午後7時まで延長いたしました。18年度よりは障害のある児童の受け入れを開始するとともに、19年度からは学校の振替休校日及び月1回の土曜日の開園など、年間の開園日数の増加を図り、学童保育の充実に努めてまいっております。

また、年度途中であっても保育を必要とする学童につきましては、随時受け入れを行い、待機児童を出さないようにいたしております。

このような中で、今年度7月末の学童在籍人数は、斑鳩で47人、太田で114人、石海では88人、龍田で11人の合計260人で、これは対象児童の約22%の児童を保育しているということになります。

しかも、町内の小学校では児童数の増加が続いております。龍田小学校を除くほかの3小学校では余裕教室はありません。そのため、太田学童については18年度に保育室として使用していた部屋を普通教室に戻し、新たに学童保育園としてプレハブ2教室を建築して対応したところでございます。

また、石海学童につきましては、特別教室を使用して保育を行っておりますが、保育の環境は極めて厳しい状態でございます。また21年度には、この部屋を普通教室に戻さなければならない状態にあるため、現在、農協の石海支店の建物をお借りして学童保育施設として整備できないかを検討いたしてるところでございます。

次に、学童保育の対象を4年生以上の学年にも拡大することについてでございますが、議員もご承知のとおり、学童保育は児童福祉法の規定に基づいて実施しているもので、事業の対象は保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童としており、そのことから多くの自治体では小学3年生までの児童を保育対象

として実施いたしております。

これは、子供は10歳前後までに大人のいない場面でも自分の身の回りのことができるようになる、また自分の遊び場や生活を時間面も含めて自己管理ができるようになる、それと大人の庇護のもとで遊び、活動よりも子供同士の場面で遊び活動を求めるようになるなど、遊び、生活面での自立が進むと言われていくからです。

しかし、近年、この子供の遊び場や生活面で自立の遅れが指摘されたり、障害などによって10歳を過ぎても放課後の生活に大人の援助が必要な子供もおります。

兵庫県下でも数は少ないのですが、4年生以上の児童を受け入れている学童保育園もあります。しかし、児童数の増加とともに3年生までの学童入園希望者が増加し続けている本町におきましては、3年生までの希望児童全員の受け入れを優先にしたいと考えており、当面、4年生以上の児童を受け入れることは、今のところ考えておりません。

次に、放課後子ども教室と学童保育のかかりについてでございます。

放課後子ども教室は、放課後の子供の安全で健やかな生活場所の確保を図る目的で、今年度から文部科学省と厚生労働省が連携して行う放課後子どもプラン事業の一つです。

もう一つは、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育です。放課後子ども教室事業は、放課後や週末等に小学校施設等を活用して子ども教室を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちとともにスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動、勉強等の取り組みを実施することにより、子供たちが地域社会の中で心豊かで健やかにはぐくまれる環境づくりを推進しようとするもので、本町では9月から月3回程度、各小学校の施設や公民館等を利用して、土曜日の午前に教室を開催いたします。参加は自由で無料ですが、運営上、参加申し込みを事前にしております。

申込状況は、石海小学校で65人、龍田小で7人、太田では73人、斑鳩で46人の合計

191人でございます。この中には、学童保育園の児童もおりますが、毎月第1土曜日の学童保育園の開園日は園から参加することになります。子ども教室の開設日数や場所については、小学校施設の状況、下校時の安全の確保、あるいはボランティアについての課題もでございます。当面、この計画で様子を見ながら進めていきたいというふうに現在考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 井村淳子議員。

井村淳子議員 今、詳しく説明をいただきまして、石海学童も88名いますので、これから先どうされるのかなと思ってましたら、それも答弁いただきまして、農協さんの方が施設があく予定があるということで、そちらの方で開設していただけたら、またあそこ1階で2教室ぐらいとれて、また2階もあくん違うかなという、いろんな憶測ができるんですけども、本当に今の現状は重々知った上でこの質問をさせていただいております。

本当にこの世の中、4年生以降も十分10歳になれば当然自立ができる年齢やということも言われてましてよく分かるんですけども、この社会状況からいいますと、本当に男女関係なく、年齢関係なく、いろんな凶悪犯罪に巻き込まれている、それがもとで、この夏休みも近所の子供はお母さんからピンポンが鳴っても絶対に外へ出たらあかんで、もう居留守を使うように子供は親から言い渡されているような状況で、かぎを持って歩くのもあかんで、そのかぎをとられて家の中に押し込まれたらあかんでって言って、いろんな心配をしながらお母さんは仕事との両立をされているわけであります。

ですから、何としても、どこか場所を確保できないものか、もう余裕教室に限らず、いろんな公民館、また児童館も狭いですがけれども、これから秋に開設予定の太田東幼稚園のところ辺もあきはないか、また龍田小学校の空き教室を利用するとか、いろんなことが考えられるわけです。

複合的な理由があって、なかなか実施をしていくのは、今の時点では無理であるかもしれないけれども、そういう親御さんの要望が特に多い、そういうことも知っていただいていると思いますが、よくよくこの要望を取り入れるような考え方を積極的に進めていただきたい、そういう思いでいっぱいあります。

先ほど、放課後子ども教室の運営についても、今回、放課後子どもプランが発表されたときには、学童保育と、この放課後子どもプランとがどういうふうに一体されていくのかなということがすごく不安でありました。

大分、今目先が見えてきたわけですけども、学童保育といいますと、親が働いていて家にいない家庭の1年生から3年までの児童が対象。今回言われている放課後子どもプランの、本町では放課後子ども教室と言われるのは、親が働いている、いないにかかわらず、1年生から6年生までのすべての児童が参加できる、こういうことから今年9月から実施されるということで、大分今の説明でどういうふうに行われているのかは分かりました。

今回、いろんな面でこの質問というか、この相談を受けるんですけども、今学童保育に行かれている保護者の有志が、この学童に席を置く全児童の保護者を対象として学童保育の延長、つまり学年枠拡大についてのアンケートを実施されておりました。それによると、学童保育のない4年生以降の1人、または子供だけで留守番をしており、不審者、不審電話のことを考えるととても危険だと感じている保護者がほとんどであるという結果も出ており、そういうことから保護者サイドで何とか行政に訴えたいという思いで、一日も早い学童枠拡大をということでアンケートをとられておりました。

また、平日の毎日の放課後の学童保育の開設が無理であれば、場所がないなどの理由で、物理的には今のところ無理なんですけれども、朝から夕方まで長時間の留守番となる

夏休み、冬休み、春休みなどの長期休暇のときだけでも4年生以降の学童保育の実施を望む声がこのアンケートの中には多くありました。

場所さえ決まれば、この学童保育は親が送り迎えをしておりますので、その取り組みについては何とかできるのではないのでしょうか。場所についても、今も言いましたけれども、公民館とか空き教室とか民家、学校の施設の一時借用など、いろいろな知恵を絞って、何か方法がないか前向きに考えていただきたいと思いますが、これについては、教育長なり町長の考え方をお聞かせいただきたいのですがどうでしょうか。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） お答えします。

いろいろと行政へのご要望があると、これは言うことは十分私も、こうした社会情勢の中で理解するところがございますが、反面、若干教育委員会との見解は違うと思います。今、せめて夏休みだけでもということも言われておりますが、せっかくの夏休み、そしてら子供さん方いつも学校が開設されてるというような状況、同じような状況にならないだろうかなど。そうしたところを、やはり地域の皆さん方、またPTAの皆さん方と一緒に考えておきたいなと。と申しますのも、やはり行政が主体でどんどんやりますと責任問題等々、すべてが行政が負っていかねばなりません。この学童保育の出足も、初めは30人以上の応募がなければスタートしないということで、この議場でもいろいろと議論をしたところがございますが、それがだんだんだんだんと膨らんできて、今260ですか、大きなそうしたボリュームになってきております。その中で、おっしゃるように絶対に学童と一緒に生活をしていけないう方もいらっしゃるし、反面、みんなが行ってるから行かそうじゃないかという方もいらっしゃると思います。そうしたところは慎重に我々も行政としても対応しなければいけないだろうなと思います。

そうした面は十分に教育委員会とも連携を図らせていただきたいと思います。

やはり、子供の自立ということも反面考えなければいけない。その中でこうした施策でございます。学童保育、また子供放課後プラン等々、いろいろと打ち出される中で選択肢と申しますか、子供さんに、また反面、私は自立心も養っていかねばいけないのではないかなというふうに考えるところでございます。そうしたところを十二分に教育委員会とも調整をさせていただき、ご期待に沿える点は沿えるように前向きな方向で私は考えさせていただきたいと思います。

現在、先ほど教育次長の方から詳しく申し上げましたんですが、石海の学童にしましても、初めはプレハブ対応をやるかなというようなことで、プレハブを建てるとしますと、また場所の問題があるんですね、運動場の南端というようなことも言われておったんですが、やはりあとの責任問題ですね、そうしたことも十二分に考え合わさなければいけない、そしてまた施設の管理等もございまして、JAの石海支所がお借りできればということで話を進めさせていただいております。

おっしゃることは十分に承知いたしますが、その反面、やはり自立心というものも若干養っていかねばいけない、また保護者の皆さん方にもある分、責任も持っていただきたいなと、すべて行政に任せてしまえば終わりだというようなことではなくして、そうしたところをやはりPTAとも我々十分に話し合って理解をしていかねばいけないと、このように思っております。

私も、これはやらないとか、そういう問題じゃなくして長い目で見ていただきたいなと、このように思います。どうも。

議長（北川嘉明） 井村淳子議員。

井村淳子議員 今町長から答弁いただきまして、ただ、今言われてましたね、夏休みだけでもという話を今しましたけれども、夏休みも学校へ行くことになって夏休みにならへ

んの違うかという話されてましたけれども、これは今夏休みで子供たちが地域で遊んでるかという全然遊んでないんですよ。本当に子供たちは外に出たらそういう不審者、そういうことがあるということで家にこもってる子が多いんですよ。友達とも遊べない、そういう環境が本来の今の現状です。大人も、親も外でみんなと遊んで仲よく一日を暮らしてほしいというのが願いでありますけれども、今般のこの社会情勢を見ていると、本当に家の中にこもってテレビ見たりビデオ見たりパソコンしたりしているんだと思います。近所の、私がピンポンと行って外で声をかけても本当に出てきてくれないのが今の子供さんなんですよ。だから、それほど警戒して親の言いつけを守ってるというんかね。親の言いつけを守ってなかったら、今度はかぎをあけっ放しで外に出ていってしまって、今度どこに行ったか分からない、そういうのが今の夏休みの子供たちの現状です。

今回も夏休み、私もいろいろ地域回ってみましたけれども、やっぱり学童に預けている親御さんが言われるのが、本当の意味での現場の声なかなかというふうに感じました。それで今回、平日は無理ならば、そういう長期の対応も考えていただきたいということで質問させていただいております。

いろいろ商業施設等もそういうふうに、急遽あいたりしてくる場合もありますし、休みの場合でしたら送り迎えが親御さんがしますので、本当にこの太子町の学童保育は平成7年から今日までかけているんな面でそういう要望にこたえて、次々と時間の延長もなされ充実をしてきているわけですけども、またもう一歩、そういう面で子供が安全で健やかに過ごせる居場所を確保するために住民の要望、希望に沿うように学童保育の充実に向けて、さらに積極的に取り組んでいただくことを要望いたしまして、この質問を終わります。どうかよろしく願いいたします。

それと、次に移ります。

学校給食についての質問であります。

太子町では、学校給食が昭和48年に取り入れられ、園児、児童・生徒たちの健全な心身の発達に寄与し、一緒に食べることで友達やクラスメートとの連帯感を深める給食の時間は、子供たちにとっては心の和む場となっております。

給食センターでは、毎日子供たちの大好きな給食がつくられております。その陰には、センターで働く調理員の方々のご苦労があることは言うまでもありません。

さて、給食センターの正規の調理員は、平成9年を最後に採用をストップし、平成11年には正規調理員12名、パート10名で3,804食をつくり、その後退職等の推移があり、今年、平成19年7月時点では、正規の調理員がたったの2名、またパート19名で3,837食をつくっているという現状であります。

平成20年4月からの民間委託を視野に入れたため、このような現状になっていると考えますが、ベテランの古い人が次々とやめ、短期間のパートが増え、調理員全体として給食をつくる技量が大きく低下する中、現場からの不安の声も届いておりますが、こういう状況について、当局はどのように考えているのでしょうか。

給食センターにおける人事や安心、安全の給食づくり、また管理体制について説明を具体的に求めます。あわせて、民間委託をする場合、今の職員、パートの方々の身分保障について、この先どう考えているのかもあわせて説明を求めます。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） ご質問にお答えいたします。

現状の管理体制でございますが、事務所には所長、それと事務職員1名、県費の栄養職員が2名の計4名、調理場には正規職員の調理員が2名の計4名、調理場には正規職員の調理員が男子2名、臨時職員のパート調理員が女子19名、職員総数といたしましては25人体制でございます。

そして、18年度から委託している配送、回収業務に株式会社ホープの方から男子4名の

運転員が配置されております。

人事管理、安心、安全の給食づくりに関しましては、事前に休み、休暇の確認をとって、毎月の勤務シフト表を作成して人員確保に努めております。また、安全な給食の提供と食中毒などが発生しないよう、毎日の朝礼、あるいは調理作業中に栄養職員が指導することにより、衛生管理の徹底を図っております。

次に、来年4月からパート調理員の処遇についてでございますが、今後の予定といたしましては、まずパートの調理員の方々に来年度からの調理業務が民間委託になることを説明するとともに、それぞれの移行を確認して委託業者が決定した後、その事業者との協議により、引き続き勤務ができるように対応してまいりたいというふうに考えております。具体的には、仕様書等に優先的に採用する等など記載して対応できるようにというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 井村淳子議員。

井村淳子議員 今、答弁いただきまして、それは本当に今の現状で、実際にそういう給食をつくる前にみんなで意思確認をしているというのが、それは通常かなと思うんですけども、実際にこういう点で不満が出てきているのは確かでありまして、現状でもっと詳しく調べてみますと、18年から19年のこの約1年間に正規定年退職者が2人、嘱託2人、パート9人と、この1年間の間に13人もの方が退職に至っております。パート調理員は、原則週5日勤務になっておりますが、今もローテーションを組んでいますということでしたが、勤務時間も6.75時間となっております。しかし、家庭の都合や年末までの就労による扶養の調整などで休みをとっているのが、実際には毎日このパートの調理員の方が入られるのは15人から16人ではないかなと思います。

ちなみに、この長年の経験を積んできたベテランパート調理員の勤務年数は4年以上が

7名、4年未満が12名で、うち6カ月未満が4名というのが今の職場の現状であります。この1学期期間にも、もう既に新しく入られた2の方がやめられております。そういう現状です。この現場では古い人が次々とやめて、短期間に採用した人が大幅に増えて、自分で判断して仕事ができない人が半分以上になってきております。その都度、一つ一つ言わないと自分から先々と仕事がこなせず、目が離せないという状況なんだとこのことです。

19年4月以降もそういう状態が毎日のように続いているのに、改善するために指導する人、調整する人もいない、そんな不安の中で現場の調理員さんは働かざるを得ないようになっていっているわけで、こうしたことを放置しているのか知らないのか分かりませんが、あるいはこういう状況をつくり出しているということは大変問題だというふうに思えます。

それと、先ほども言いましたが、1学期間に2人のパートがやめて、さらに補充として、この9月の広報に若干名の募集記事が載っておりましたが、面接が9月22日とありました。給食センターにとっては9月からでも、この2学期からでも人手が早く欲しいはずなのに、2学期の始まりから入れるように早く募集をかけるべきではなかったのか。やはり現状の認識がとても甘いんじゃないか、そのように考えます。

雇用者は、職員もパートの方も元気に働くことができるようにする義務があると考えますが、この点について、今の給食現場の現状から指導者というか管理者ですね、どのように考えておられるか、またお考えをお聞かせください。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） おっしゃるとおりでございます。現在は、まず想定外の正規職員の早期退職がございましたので、現状の体制を本当に私どもも懸念をいたしておるところでございます。といいますのは、パートを早く募集をかけてというお話もございませ

けども、やはり4月からもパート職員採用いたしております。ある程度の仕事になれていただいとということになりますと、次からと、やめられたからすぐというわけにもいかず、ある程度仕事を覚えていただいて、その後、今回は9月募集で10月からということ考えておりますので、指導者、いわゆる7人ほどのベテランさんがいらっしゃるわけでございますけども、その方々に負担がかかると言いますか、そういう結果にもなりますので、1人で何人も見られないということになりますので、定期的にといいますが、今の現状を考えると若干名を募集して採用したいというふうに思っておりますのでございます。

以上です。

議長（北川嘉明） 井村淳子議員。

井村淳子議員 今の現状は分かりますけれども、やはりその中の指導する体制ですね、朝、朝礼をして、仕事をどのようにするか。新しい方がほとんどであるということなので、その新しい人を指導する体制をきっちりと組まなあかんの違うかなと思います。だからそういう現場からのいろんな不満の声がこのように上がってきてるのではないかなと考えます。そのこのところについて、再度、本当に所長も大変だと思います。いろんな改築の計画とか、また業務委託のこととかありますので、その中でふだんの業務も兼ねながらしていくというのはとても大変なことでありますけれども、そこからまた手を差し伸べる方がやっぱり要って、円満にいくようにする必要もあるんかと思っておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） 本当に私自身もこの給食業務、給食自体をやはりこういう時世委託に持っていこうということで事業を進めておりましたんですが、その中で職員を新しく採用し、またセンターへ派遣すると、職員を行かすというのはなかなか難しいというようなことで、今現在所長、それから事務職1名、

それと現場が2名というところで業務に携わっていただいております。そこに県職の栄養士さんがいらっしゃいますんで、そうした中でがっちり体制を組んでほしいということで所長にも現場の方へどんどん出ていって状況を把握してくれということで教育委員会にもお願いをしたところでございます。

しかし、今そこにプラス給食センターの建設業務等々の検討もしていかなければならないということで、でき得れば1名、職員の配置できればなというふうに考えておるところでございますが、それも、その業務だけじゃなくして、兼務的な要素で対応できればというふうに考えておるところでございます。

いずれにしましても、たとえあと余すところ委託にするにしても、わずかであっても給食をいただいております皆さん方、安心しておいしい給食が食べられるように我々は十分に対応しなければいけないと、このように思っております。そうしたところは、我々も、町行政の方といたしましても、十分承知いたしております。教育委員会との連携を強化しながら対応はさせていただきたいと、このように思います。そして、皆さん方においしい給食をやはり食べていただきたいと、このように考えるところでございます。

議長（北川嘉明） 井村淳子議員。

井村淳子議員 これからも毎日の給食づくりにおいて、安心、安全な給食をつくることを一番において業務を進めていただきたいということが私の願いであります。

今の戦力不足の状況を把握して、安心して仕事ができるように対応を要望いたします。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（北川嘉明） 以上で7番井村淳子議員の一般質問は終わりました。

次、10番花畑奈知子議員。

花畑奈知子議員 10番花畑奈知子。通告に従い、学校給食は安全でしょうかということについて一般質問させていただきます。

太子町学校共同調理センターは老朽化のため改築計画が進められており、19年度は基本構想、20年度は基本構想プラス実施計画、21年度には改築工事が始まるという福祉文教常任委員会の報告を受けています。老朽化した建物の中で、事務をとっているなら別として、“和のまち太子”の将来を背負って立つ児童・生徒の食事をつくっている場所です。

斑鳩小学校北館が去る3月23日落成して、斑鳩小児童の人たちは安心して学習に励んでいる様子が感じられます。苦しくても方法を考え、やりくりして、次は給食センターの改築を進めるべきだと私は考えます。

太子町長の施政方針、6項目の第1項目は、健康で生き生きと暮らせるまちとうたっておられます。外食産業が発達し、食に恵まれ、満ちあふれている時代になりましたが、食の問題は全国、いや世界で問題が起きております。太子町は、専門の栄養士が2人おられ、地産地消を生かした食材選び、栄養計画、バランスのとれた献立を立てて2人の栄養士が東西に分かれて直接児童・生徒の給食指導にも当たっていただいていると聞いておりますので安堵しているのですが、安全、安心給食づくりに専念して下さっているかどうか、このたびお尋ねいたしました。

前の2番、7番の議員の質問に対して答弁をお聞きしましたので理解は深めましたが、再度お聞きいたします。

もう一点、人事管理の件ですが、18年度の件、先ほど7番議員も言われましたが、定年退職者、嘱託職員のパート合わせて13人の入れかわりがありました。大変だろうなと。3,800の給食が安全で安心して心のこもった調理をつくってもらえてるのかな、ふと不安がよぎりました。

なぜならば、例えば庁舎内でも今年は新採用の人が3人ありましたが、やはり初めての勤めですから、立派な人だと思いますが、いろいろ問題があり、苦情が起こります。また担当課の異動によって起きた問題、それは例えば請求されたお金を支払い、領収書も受け

取っているのに、再度請求があり、住民の怒りは爆発した4月ごろの問題もありました。学校教育の現場では、4月の新学期には先生の異動もあり、また新1年生は新しいかばんを背負って張り切って登校してきますが、二、三カ月すると気を使い、疲れて欠席、欠勤をする現実が私の体験からも起きていました。

給食センターがこれだけ多くの人の入れかわりがあり、方式も大きく変わろうとしているとき、人間の労力にも限界があると推察いたします。センターの職員が心一つにして給食づくりに専念して下さっているか、再度お尋ね申し上げます。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

先ほども井村議員のご質問にお答えをいたしましたように、現体制は正規2名、パート19名ということで、人数的に非常に厳しい状況にあります。

そこで、9月号の広報あるいはハローワークでパート調理員の募集をいたしておりまして、10月より増員をして対応する予定でございます。

18年度中の13人の退職につきましては、先の福祉文教常任委員会でも報告いたしましたとおり、それぞれの事情により退職をされましたが、これはパートを中心とする体制の宿命でもあらうと思っております。この間の調理等の業務におきましても、ベテランの調理員を中心に新しい人を指導しながら、安全、安心の学校給食の提供に努めているところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（北川嘉明） 花畑奈知子議員。

花畑奈知子議員 前の議員からの答弁も聞き、十分理解はし、また次長さんのお言葉を聞き、納得しているわけですが、この9月からもう始まっておりますが、これ以上善処するためにどんな方法を考えて下さって

いるかな。例えば、パート職員を募集かけておられるらしいですけれども、それ以前にシルバーですか、どこか、そういうところからでも補充するとか、また若い調理員が多いようですけれども、例えば参観日で多く休まれたら他の人にすごく重荷がかかると、そういうときどう補充して、その人たちに喜んで働いてもらうかとか、例えば給食センターには所長という責任者がおられるんですけれども、例えば教育委員会から励ましに給食センターの方に足を運んでいただくとか、とにかく給食センターが離れたところにあるんですけれども、皆さんから見守られて喜んで働く、安心、安全の給食づくりに専念できるという、そういう気持ちになってもらえるように、9月から今まで以上に知恵を絞って、教育委員会は教育委員会で仕事があるんですけれども、そういう配慮をしてもらえないかどうか。食アレルギーの大変な問題もあるんですけれども、真心のこもった給食を届けていただくように町教委が最善の気配りをお願いしていただきたいなと思ってお願いして、私の質問は終わりにいたします。どうぞよろしく願いいたします。

議長（北川嘉明） 答弁求める。

花畑奈知子議員 要望ですから、少しでもご配慮いただいたらありがたいと思います。

議長（北川嘉明） 以上で10番花畑奈知子議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時とします。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後1時00分）

議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次、13番村田興亞議員。

村田興亞議員 13番村田興亞。通告に従いまして一般質問を行います。

まず1点目につきましては、町道揖保線の整備についてということで、既にいろいろと委員会等でも説明受けておりますけど、基本的なことだけでございますけど、太子町の沖

代、吉福の箇所です。950メートルの長さで幅員17メートルの揖保線工事が平成18年から22年にかけて行われていると。そういうことで、以下の点を確認して質問したいと思います。

全体工事の具体的な内容、2点目には、吉福水源地の取り合いの道路の内容、それから太子ニュータウン、聖徳団地、吉福、沖代、岩見構の周辺住民に対する説明会はどうかというようなことで、具体的にやはりこういう工事が既に始まっているということであれば、非常に周辺の住民についても関心が高いと思いますし、きょうも関連の自治会の方も昼からも傍聴に来ておられますので、その辺も含めてしっかりと答弁をお願いしたいと思います。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

今回の揖保線の工事でございますけども、18年から22年にかけて行いますのは、真砂から沖代線までの区間でございまして、本来たつのの門前の交差点から沖代線までが本来的にいう1期工事ということでございまして、その完成につきましては、JRの陸橋ですか、これが完成が、一応今の予定では25年を予定しております。それ以外につきましては、平成22年度に完成を予定いたしております。

その中で、さっきご質問にもありましたように道路幅は17メートル、太子町の持ち分としまして950メートルの区間の工事を担当しております。そういった中で、現在の用地買収の買収率ですけれども、約55%の用地買収が済んでおります、契約が済んでおります。状況としては、そういう状況となっております。

それと太子町の区域でございますけども、沖代線の西側にございます県道網干停車場新舞子線から西へ950メートル、吉福の神社、ちょっと名前は分かりませんが、その神社の西側、都市計画道路で言います揖保川線との交差点、交差点内部につきましては県が施工いたしますけども、その手前までが太子

町の施工区分ということになっております。

それと、2点目の吉福水源地の取り合い道路、これは先ほど言いましたように都市計画道路揖保川線というものがございます。それと、現在施工22年度に完成を予定しております揖保線につきましてのアクセス道路、タッチする道路がほとんどございません。そういった中で、その北側の道路からのアクセスがやはり当然必要になってくるのではないかとといったことから、吉福水源地の敷地内を一部通ります揖保川線を利用して、できたら接続できないかということで、今後そういう方向で検討していきたいということでございます。その中に、その水道の行政財産でございますので、太子町の道路として買収なのか、代替地を渡すのか、その辺の問題も含めた中で、今後検討していきたいというふうには考えております。

それと、3点目の関係自治会との説明会でございますけども、土地が実際かかる地域につきましては、工事費の概要説明またはその用地の買収の説明会とかいろいろ説明会やってるわけですけども、その近隣の直接タッチしてない地域、例えばニュータウンなんかは当然かなりの影響を受けてくるわけですけども、ここにつきましては、先ほど言いましたようにグラウンドの付近につきましては県事業になります。ですから、県の方には早い時期に説明会を入れていただくようにということで話もしてありまして、今聞いております話では、9月には説明会に入れるのではないかと。業者が決まるまでに一回説明会に入りたいというふうな話は聞いております。その後、業者が決まりましたら、業者の段取りといたしますが、スケジュールによりましてどういう施工になるのか等の説明もまたあろうかなというふうには思います。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 村田興亞議員。

村田興亞議員 今、一応部長の方から答弁をいただいたわけですけど、我々の方には沖代線の渋滞が緩和されますということで、こ

ういう資料もいただいているわけですけど、これ議員の皆さんには皆ご存だと思っておりますけど、やはりこういう全体像、それから網干たつの線の、やっぱりつないでくるという全体の流れも、これはぜひ全体の中では流れをつかんでいなければならないと思うんです。

そういう意味で、今説明があったように県事業ということで吉福のグラウンドのところについて、9月に県の方の説明会もあるということですけど、じゃあ具体的にやっぱりニュータウンにしても周辺、地権者についての説明はよく分かるんですけど、やはり周辺の、先ほど言った吉福水源とか、そういう取り合い道路についても、実際工事が始まれば、それとどれくらいの、何メートルの幅員でどこまで通るといようなことも周辺の住民にとって物すごく関心事だと思えますよ。そういう説明と、それから具体的にやっぱり工事に入れば工事車両、ダンプカーとかいろんなものが出入りすると。そういうことに対して、やっぱりきちっと小さいお子さん、あるいは学童たちも含めての交通安全対策、こういうことも十分説明しなければならないし、また対策もとらなければならないと思うんですけど、そういうふうなものを、今の説明では県の方の事業で9月に行われるというけど、逆に言ったら、もう少し具体的にどういう内容で、9月ですからもう直ですから、いつごろということが、もしきょうの段階では9月の上旬で議会にも入ってるわけですから、その辺具体的に分かれればということ、説明者についてはどういうメンバー、県の方が来られるのか、町にしてはどういう形で行われるのか、説明の内容について、今言ったようなのを含めてトータルもしなければならないと思うんですけど、その辺はいかがになっているのかということと、それから今回の決算の内容につきましても説明がありましたように、幹線道路の整備事業ですか、揖保線の用地購入ということで公有財産3,345万6,998円と、それから揖保線用地の測量委託料ということで決算のあれが出ておりますけ

ど、先ほど説明がありましたように、用地買収で55%ということですが、約半分済むと、こういう実態ですけど、何か周辺の住民の声を聞きますと、それだけ具体的に、既に年度は22年までですけどかかっている、用地買収も含めて半分以上済んだらということになれば、やっぱり全体像、それから含めての具体的な説明、周辺住民は非常にその辺を不安に思っているんですけど、その辺についての説明をお願いします。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） それでは、再度説明させていただきます。

先ほども言いましたように、兵庫県の工事につきましては、竜野土木の担当課が説明に来ます。そのときには太子町の職員がこれまでも2名程度常に参加いたしております。

そういった中で一番やはり問題になるのは現在の道路を工事車両、特にダンプカーとか大きな車両が通るのが非常に問題があるということはこれも重々分っております、その辺の施工内容につきましては、やはり最終的には業者が決まって、業者が施工計画等で決めた中ではっきりするのではないかと、そういったことで一般論としての多分説明会が近いうちにあるかなというふうには考えております。

ですから、特にあの辺ではニュータウンの自治会の中の道路が南北道路は割合しっかりしているんですけども、そのほかの道路につきましてやはりかなり弱いといえますか細いので、そこに工事車両が通ることは基本的にはないだろうというふうには考えております。

それと、そういう説明につきまして県土木の方が主体となって説明に、私が聞いておりましたんでは9月の中旬に入るのではないかと聞いておりましたんですけども、県土木の方からは太子町の方に日程調整についてはまだ聞いておりません。

それと、先ほどのけさ、揖保線のことですけれども、揖保線につきましてはま

だ、工事につきましては、太子町の区域につきましては今年度じゅうに多分八十数%の買収になるかなというふうには考えております。それで、来年度には文化財調査がかなり時間をかけてなされるだろうというふうには思います。ですから、実質工事に入るのは21年度になるのではないかなというふうなことを思っております。

ですから、工事説明会、当然実際工事に入る場合には、当然今言いましたように交通車両の問題、いろんな問題がありますので、地域の中に余り迷惑かけないような中で施工する必要がありますので、その辺につきましては業者が決まり次第、施工計画等が出次第、説明会ができるのではないかなというふうには考えております。

それとこれ1点、もう一つちょっと話が違いますが、岩見構の方から揖保線の方のタッチする場所がないかということで調査はされているというふうには聞いておりますけれども、直接どうのこうのという話はまだ直接には聞いておりません。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 村田興亞議員。

村田興亞議員 説明会が順次ということで先になるけど、ただやっぱりこれだけ具体的に大事業で、周辺についてはやはり今言ったように沖代線緩和ということで、そこまでの道路がつくわけですから、先にまだまだ工事は今言ったその年度内で順次やれると思うんですけど、全体像の把握と、それがもうできるということでは測量とかそういうこともやってくるわけですし、用地買収も入ってるわけですから、やはり具体的にそういう不安を持っているところについては、既に自治会長さんとかそういうときだけでもやられてるのかどうか分かりませんが、そういうことも含めてやっぱり住民からの要求があるということと、先ほどのまちづくりの懇談会で橋本議員が指摘して、出張でいろいろと町当局からも懇談をされてるわけですけど、むしろこういういろんな事業をするときにはそのときの具

体的な内容、これが先であっても、関心事があるというのはやっぱり住民は聞きたいと思うんです。あるいは、先ほども何点か出ました給食センターの問題もそうだと思うんですけど、そういうことも含めてやはりきちっと対応し、説明する必要があるかと思うんです。

それと、それに関連して綱干たつの線の間隔で見ると、橋脚部分がその県の事業で600メートルですが、あるわけです、真砂橋のところ。これについてもやはり具体的に実際は太子町の施工の部分ではないにしてもその辺の関連の位置づけがあると思うんで、そういうこともやっぱり住民としては知らなければならぬし、また私たちも十分議会としても関心を持たざるを得ないんですけど、その辺についてはどうですか。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 住民の方に周知というんですかお知らせするといったことにつきましては、広報等でお知らせしたいというふうには考えております。

それと、今言われてました橋脚といいますか林田川の工事の件でございますけども、これにつきましては、はっきりしたスケジュールは県の方から聞いておりません。しかし、西側半分の橋脚ができてるというふうなことで、東側につきましては今現在の堤防に橋脚、橋台といいますか工事をする必要がありますので、それにつきましては一たん東側へ道路を膨らませてしないことには工事ができませんので、まず道路を広げて、東側へ土盛りといいますか土で盛りまして、道路幅を広げて、そういった余裕ができた中で中の工事ができるのではないかとといったことから来年度ぐらいになるのではないかと、もしかしたら早いかもしれませんけども、要は今のままでは工事すれば通行どめのような格好になりますので、東側に拡幅、道路を広げて、その余裕ができた中でそういうコンクリート工事、川の中の工事ができていくんじゃないかというふうには考えております。ですから、

日程等についてはまだ詳しくは聞いておりません。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 村田興亞議員。

村田興亞議員 日程等を聞いてないということですけど、やはりこれは対象の住民にとっては今部長の答弁で、例えば一部は県事業とか、あるいはたつこの管轄とかということはあると思うんですけど、住民のとらえ方はもう一体ですから、その辺を含めて、やっぱり人ごとじゃなしに、町の産業建設とかその辺が窓口ということできちんと対応もしなければならぬし、また説明をしなければならぬと思うんですが、そういうことでいつごろになるかというのも事前にやっぱりきちっと説明をし、また我々にも委員会等についてもやっぱり事前に、こういうことは決定してからじゃなしにきちっと説明はしていただきたいし、特に今回についてはそういう住民等の説明会というのは優先させるべきだと思いますから、そういうことを今後ぜひしっかりとした対応で取り組んでいただきたいと思っております。その辺についてだけ要望を強くしておきます。

以上で揖保線については終わります。

2点目につきましてでございますけど、太子町内の小・中学校の校内LANの整備について、一日も早く町内の小・中学校に校内LANの整備を実現して、子供たちが学校でコンピューターやインターネットを活用できる環境を整備する必要があると思うと。

校内LANの見通しについて、2点目は、職員室とパソコン、ネットワークの接続状況は、3、近隣市町の校内LANの整備状況は、こういうことでお尋ねするわけですけど、町内でも斑鳩小学校の北館については新しく改築されて、私もつい8月に校内を見て回りまして、パソコン室も見ました。しかし、全体的に斑鳩を除いてはすべての小学校でやっぱりその辺の未整備もあると思いますので、その辺の実態も含めてお伺いしたいと思います。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

まず、校内LANの見直しについてでございます。小学校につきましては、本年度、教育用パソコン、周辺機器、パソコンソフト等の入れかえに伴い、普通教室でもインターネットが接続できる環境を整備いたしているところでございます。中学校につきましては、できるだけ早い時期に環境が整うように考えております。

校内LANの整備は単体で実施するより、小学校のように機器等の入れかえに合わせて実施する方が安価で整備できると考えますので、中学校のパソコン入れかえに合わせて整備するののも一つの方策だと考えております。

次に、職員室とパソコンネットワークの接続状況でございます。職員室、事務室の対応パソコンとは太子町行政のネットワークで結ばれております。それと、成績表等の個人情報記憶されているパソコンは、情報の漏えいを防ぐために外部のネットワークとは接続いたしておりません。

次に、近隣市町の校内のLAN整備の状況ということでございますが、19年3月末現在でございます。姫路市では106校中18校で17%、たつの市では22校中14校で63.6%、相生では11校中2校の18.2%、赤穂市では15校中1校の6.6%、宍粟市では27校中5校で18.5%、上郡町では8校中1校の12.5%、佐用町では14校中9校の64.3%、ちなみに太子町では6校中1校で16.7%ですが、19年度事業におきまして6校中4校となりますので、66.7%の整備率になるということでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 村田興亞議員。

村田興亞議員 今3点についてお答えをいただいたわけですが、言うまでもなく、校内LANの導入についてのメリット、デメリットがあるんですけど、やはりメリットとしては、すべての教室からインターネットが使

え、調べることにしても、子供たちがみずから学ぶ意欲ができる、あるいは発信する、成果の発信、あるいは交流する、新しいコミュニケーションをすると、それから情報を共有化できるということではインターネット上の情報を教材として活用してサーバー上に蓄積された学習資源の共有ができる、あるいは校務の情報化が進むということで諸連絡や文書の共有化、校務の迅速化、効率化を図ると、こういうふうなことで非常に校内LANの整備あるいはパソコンについてもそういう時代、必要性が来てるわけです。私も既にやっぱり仕事上についてもすべてパソコン、インターネットを使わなければならない時代になると、ましてや今の小・中学生の子供たちはそういう時代に育っているわけですから、もう卒業したときにはそれは必須科目になるというふうに思いますので、やはりその辺をきっちり押さえて整備すべきだと思います。

それから、先ほど次長の答弁もありましたけど、こちらが調べたLANの整備状況では、東播磨の方では既に100%、具体的に稲美町、播磨町、宝殿中組合の各学校については100%の整備がされている、あるいは北播磨についても。特にやっぱり大都市になると姫路市とかというのは先ほどもあったように16.6%とか、あと町では福崎町、市川町ではやっぱり100%、相生市は24.7、たつの市が68.4と、こういう形で整備状況が、なぜかその辺は教育委員会の方で分かると思うんですけど、東播磨、その辺については十分その辺の整備が行き届いているという実態があるわけです。

それと、もう一点は、次長、教育長もご存じだと思うんですけど、去る8月に各学校の教育条件整備を要求されて、教育長あるいは課長等も同席されて、私もそこへ同席して各小・中学校の要求項目というのが毎年出されてるわけです。その中で特にやはり今回についたのが施設の充実に関するということ、学校用事務用のパソコン増設と各職員

室、各教室のLANの接続インターネットの高速化を行うことというようなことが、これは対象の全部の学校についての共通要望事項、そして龍田小学校でもパソコン教室と職員室のネットワークの接続あるいは校内LANの整備がされて、やっぱり毎日の教育活動の中でネットワークの整備は不可欠であるからぜひ早急にしてほしいというような形が要望されてるし、また太田小学校等にもその辺の要望、それから石海小学校もパソコンの使用条件の緩和というようなことで、インターネットを職員室でも使用できるようにしてくれと、もう今時分インターネットのパソコンが職員室でできないというのは非常に私は不可解なんですけど、その辺の実態はどないなんですか。その辺をちょっと確認したい。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） 職員室の今インターネットのお話が出たわけでございます。職員室でいわゆる私どもが要するに貸与している、それにつきましてはインターネットはできるというようなことで、行政ともやりとりができるということでございます。

この整備につきましては、今現在いわゆるLAN整備の話が出ましたんで、本年度、今ご説明を申し上げましたように、今年度において小学校で半分整備、その次に来年度では今現在20台ですけども、あと20台増やして40台にしていこうという考えでございます。小学校におきましては2人に1台という格好になっておりますので、ここら辺を整備を図っていこうということでございまして、その次には中学校の方のパソコンを入れかえを、更新を図っていこうということでございますので、順次ここら辺につきましては整備を考えておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（北川嘉明） 村田興亞議員。

村田興亞議員 今次長の答弁で大体の理解できるわけですけど、この校内LANについては既にご存じだろうと思うんですけど、整

備に必要な予算あるいは経費については、国の方ですべての市町村が同一水準でコンピューター等を計画的に導入できるように整備的に必要な財源は地方交付税で措置されてると、校内LAN整備に必要な経費は教育用コンピューター経費に含まれてますと。この地方交付税というのが非常にその辺をうまく使わなければならぬんですけど、その辺の使い方についてはいかがですか。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） 地方交付税の話も出ましたんですけども、これについては当然入っとるわけでございます、それは一般財源化されてると。その中で我々教育委員会といたしましてもこのLAN整備、いわゆるコンピューターの更新と合わせてLAN整備もやっしていこうということで要求をして、実施をいたしておるところでございますので、当然早急に早い時期に計画的にできると、中学校までできるように予算を措置を要望していくということでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 村田興亞議員。

村田興亞議員 今教育委員会の方でそういう予算的な裏づけも含めて聞いたんですけど、町長、今の校内LAN、それからそういう予算の配置も含めて、非常に今は時代の要請でパソコンなりそういうインターネットも含めての整備が必要やと思うんですけど、地方交付税に含めてその一般財源すべてが全部できるわけじゃないんですけど、そういうこと含めて教育に対する予算、私も今回いろいろと各小・中学校の要望を聞いても、従来はたつの市やら、あるいは合併するまで揖保川町、そんなん言っても大分太子町もレベルはいろんな分野でよかったんですけど、今は相当いろんな分野でちょっと落ちてるように聞いてるんですけど、そういうことを含めて、町長、ちょっと今の関係について答弁をお願いします。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） この校内LANにつき

ましては、先ほど次長の方が申し上げましたように、計画を持って対応していくということで、今機器の買い換え等々で整備をする中で一緒にやっていきたいと、このように思っております。

また、太子町内全体の教育費の予算でございますが、先ほども会議等々で聞いておりますが、この近隣でだんだん落ちてきていることをおっしゃってますが、やはりまだ太子町は高いレベルにあるということで、先生方の方からはお聞きしてるところでございます。しかし、御多分に漏れず、高いというのはどうかと、こうじゃなくして必要なものはやはり必要であるということで、そこらは十分精査しながら対応させていただきたいと、このように思います。

以上です。

議長（北川嘉明） 村田興亞議員。

村田興亞議員 今町長なり、あるいは次長の方で答弁いただきましたように、こういうやっぱり校内LAN整備、この辺につきましては非常に必要かつ緊急的なものでありますし、先ほど答弁されたように計画的かつ具体的に実施し、またその辺が遅れることのないように、またすべての児童が均等にこういう今の時代のパソコンなりインターネットも含めて教育が受けられる水準をきちっと維持していただくように要望しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（北川嘉明） 以上で13番村田興亞議員の一般質問は終わりました。

次、14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 通告の順に従いまして一般質問を行います。

最初に災害対策についてであります。先にも質問がございましたけれども、最近山崎断層に係る地震がかなり小さなものから含めて頻繁に起こっていると。そういう中で、地震の規模にもよりますが、仮に中越の規模で震度6を想定した場合の対策は万全かという点で、対応等について説明を求めます。

それから、この種の災害ではいつも問題に

なるわけでありませんが、それが水であります。この町域には伏流水を活用している家庭等が多々あります。これらの井戸を災害時に活用させてもらうことが肝要だということに住民の中でも最近の地震災害の中でその辺は太子町はどうかというようなことが問われるような状況にあります。それを仮に活用させてもらえるとしたしましても、安全性が問題になります。活用の適否に係ります検査が日常的に行われ、そしてその結果が公表されておる必要があると考えます。これの取り組みと対応等について説明を求めます。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 山崎断層に係る地震を受けての対策についてのお尋ねでございます。午前中にもご答弁申しました部分と重なるところがあるかとも思いますけれども、説明を申し上げたいと思います。

この地震、また風水害といった大規模な災害に対処するために災害対策基本法に基づきますところの地域防災計画というものをそれぞれ本町におきましても定めております。

その中で具体的に災害の発生を起点としまして、その以前の事前の対策、また発生後の事後の対策といった分野でもってそれぞれ災害予防計画、災害応急対策計画、また災害復旧計画といった大きな分野に分けて計画を持っておるところでございます。

その中で特に事前の対策と申しますと、災害予防計画にあるんですが、これはやはり災害を未然に防止し、また被害の軽減といったところに視点を置きましたところの具体の対策でございます。特に資機材の確保、また食料等の備蓄、また地域住民の皆さんへの啓発といった防災訓練といった内容が中心となっております。

また、災害の発生後の事後の対応ということで、災害応急対策となるんですが、これにつきましては当然組織の立ち上げから始まりまして、同時に情報の収集が一番急がれるわけでございますけれども、収集、伝達、またそれに続きますところの動員計画、また地域

住民の皆さんへの広報、避難活動といった分野、また応援要請、また発生と同時に救助活動といった本当に短い時間の中での多くの活動が重なってまいります。そういったことをやる基本的計画といたしまして持っているわけでございます。

中越の規模に当てはめますとかなりの被害想定、午前中の答弁にもありましたように、県がはじきました想定でもってのことを考えますと、非常に時間がふくそうする中で非常な同時進行的な活動になるのではないかなというふうに思っております。

また、ご質問の後段の部分でございますが、水の確保というのは当然この災害予防計画の中にも、また災害応急対策の中にもございまして、特に飲料水というのが一番大事なわけでございますが、私どもの計画では、水道事業所の水源によりますところの飲料水の初動確保というのは一応数量的には確保できるというふうに踏んでおりまして、一般のご家庭の皆様が一部井戸水を使われておるんですが、これも過去に調査をいたしました。また、同時にそれぞれの井戸の所有者の方には、災害時につきましては利用させていただきたいということは要請をいたしまして、一応登録制度といった形で登録をしております。平成15年であったと思うんですが、それぞれの自治会ごとに地域防災マップというのが各戸に配布されたとは私は記憶いたしておりますが、その中にも桜井議員さんご指摘の井戸水の場所といったものが図示をしております。ですから、飲料水とは別に俗に言う生活水、洗濯、トイレ等の生活水の方の活用をこの井戸でもってご利用させていただくという考えであるところでございます。

したがいまして、それぞれの井戸の水の定期的な測定といったようなことは今のところは考えておらないということでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 一応経過と対応については説明があったと思いますが、災害対策用の資

機材もこれに遺漏があったら大変なことなんですけども、これは間違いなしに万全なんやね。

それと、最初にまず命を守ることが大切に、発生した場合、事後のことになります。発生をした場合はまず命を守る、救済するということになりまして、暮らしにとりましては何といたしても水と食糧ということになるわけですが、これらの確保についても今日何回か経験している中越等のことでもこの点では大変なことになっていると。あわせて排便の処理、人間が生活するんですから排便の処理という面もあるわけです。これらのことと、次には財産を守ることで火災発生等に対応するというようなことが今必要に迫られているというのが実態ではないかと思えます。

当局の関係者もごらんになったと思いますが、一昨日9月2日のこれNHKのスペシャル「大都市を襲う地震火災」で報道されていたように、初期消火が大切であると。その中で小型ポンプの果たす役割が大きいということ、さらにはそれを動かす組織、人、具体的には消防団を初めとする自主防災組織が機能するかないかというようなことになるわけですが、この点については町としてどう対応するかというのが大切になると思うんです。

それから、別の番組でも中越地震の中で地域力ということで強調された番組がございました。これは自治会単位で常日ごろからの行事やコミュニケーションを旺盛にして、向こう三軒両隣が機能して、ひとり暮らしの人などの消息を訪ねたり救済に一役買う。さらにはそういう具体的な取り組みが報道もされておりましたけれども、これらの教訓が本町でも生かせるかどうかと問われると思うんです。そういう点で現状と対応について、あわせて説明を求めます。

それから、水の問題では、災害時にどうしても必要なものが水でありますし、食料であるわけですが、この井戸が飲料水ではなしに生活水として活用をするというふうに言っておりますけれども、緊急性があり、ま

た上水ではすぐに対応できへんことが起こってくるのが常であります。

そういう点から全体的に協力井戸を今何ほでしたか、登録が、それから私は全集落で少なくとも最低限必要だと思ふんですけれども、それらが未達のところについては所有のところに協力を要請する、そして登録をいただいて、やはり安全性の確保というのをおわせてしていかないと、年に一、二度の検査をした上で安全性が確認される必要もあると思ふますので、そういう点の取り組みについてもあわせて説明を求めます。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） まず、備蓄の関係でございますけれども、これは当然地域防災計画と申しますのが国の計画、また兵庫県の地域防災計画と整合性を持ったものでございまして、我々の地域では具体には西播磨広域防災対応計画というのが広域で県の主導でもって計画されております。そこで大体備蓄数量というのが決められたといひますか定められておりまして、その数に基づいたような形で今現在備蓄をしております。これらの資料につきましては毎年度決算のときに資料としてつけさせていただいております。

次に、災害が発生しましたときには本当に救助といったことが大きな問題でございますが、当然救助というのがどうするかということでございますけれども、これも最近テレビ等で盛んに啓発をされておりますが、77%という数字でもって画面に出てまいります。何かなといひますと、阪神・淡路大震災のときに近所の皆さんで救出をされた方の比率ということの一種啓発のテレビでございます。本当に時間のない中で、なかなかそういった専門関係職員の動員というのがなかなか間に合わないというのが現状でございますから、当然ご近所の力でもっての救助というのがかなり高い率で行われるということの一つの裏返した証明かなというふうに思ひます。

したがいまして、本町におきましては

り職員の動員、消防団員の動員の計画がございすけれども、やはり御多分に漏れず、大きな災害のときにはご近所の力といったところに負うところが多いものでございす。

したがいまして、各自治会に立ち上げていただいております自主防災組織の活性化ということで日ごろから自治会とも連携を保っておりますというところでございすし、また一部自治会におきましては定期的に自主的な訓練をされておきまして、この防災の日、9月1日前後、土日であったと思ひますが、太田の方、鶴の方で自主防災の訓練をされておたところでございす。

それから、井戸の再度のお尋ねでございすけれども、飲料としては予定をしないということございまして、水質検査等の今桜井議員さんからのお尋ねでございすますが、それについては定期的な検査というのは予定をしていないというところでございす。

以上でございす。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 それで、何ほ登録されておるんかいな。今聞いて。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 登録の数は、概数でございすけども、140ぐらいだったというふうに思っております。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 どこにも間違いなしに存在したね、ちょっと私は記憶が今不確かなんで聞いとるんやけど、要は私はこれ何で聞いとるかということ、最近でも何ほ教訓にしたからといつても、中越でも大慌てをしてるわけですよね。だから、そういう点で水と人命救済ということ、それから火災が発生した場合の対処ということで、自主防災組織も立ち上がってはいるけれども、実際機能するかしないか、そういうことが一番問題になっていると。

それから、隣近所で今個人情報保護の関係でなかなか掌握しにくいものも、日常的な行事などを通じて本当に隣々を知っているとい

うことで、ひとり暮らしだとか救済の必要な人を訪ねたりして救済をする、そういうことが功を奏しているところとそうでないところが現に出てきているわけです。そういう点からこういう報道が行われたりしてるわけですから、資機材については万全であると公言できるかどうかという、先ほども訓練の関係では、知事が訓練ではうまくいったといって町長言っていましたけれども、実際上、日常的に対応ができないと何ものならないということなので、それらのことが生かせるようになっていくかどうかということやら、水の方もさあと言うたときに間に合うということが万全を期しているということになるんです。そういう点ではきちっと大丈夫だと言えるんかどうか、その辺のところ各地で起こっていることへの教訓を生かすということだと思っております。その点についてどうか。説明願います。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 全国各地で災害が発生をいたしましたら、やはりそのたびに課題といいますか問題点というのが表面化するわけでございます。今、桜井議員さんからのご指摘もそのとおりでございまして、いかに実践ができるかということにかかってくるんでございます。こういう非常時のことにつきましては本当に人間の心理ということも働くようございまして、やはり対応には訓練ということの重要性といいますか訓練しかないといった言い方をする方が適切かも分かりませんが、訓練によりまして、非常というよりもやはり日常化という方向へ住民の皆さんが意識を日常化というふうに向けていただく方向でかなりそういった機会を増やすというほかないと思っております。

ただ、こういった総合訓練を実施するに当たりましては、やはり回数が多いにこしたことはないんですが、なかなかやはり物理的、時間的、いろんな状況によりまして、年1回実施というところにとどまっておるといところでご理解を賜りたいというふうに思いま

す。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 また後で尋ねます。

それから、次のまちづくりについてであります。この件についても一部質問が行われたこととなりますが、最近におきましては、市街化区域内においては随所で1,000平方メートル以下のミニ開発や宅地造成が行われているのはご案内のとおりであります。これらが町の道路計画とか排水計画に適合していない場合、これは太子町の実態から見れば分かるんですが、将来行政が道路及び下水道対策で業者等のしりぬぐいをしなければならなくなると。調整区域内でも同様でありまして、この対策が必要ではと思っております。その点について。

それから、開発、宅造計画あるいは農地転用等に対して町の道路や下水道計画をもとにして業者等の指導、誘導することが後追い行政ではなく、計画的なまちづくりにつながっていくと、こういうふうに考えますが、取り組み等について説明を求めます。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） それでは、お答えいたします。

太子町におきます下水道計画、これにつきましては当然将来の宅地化も見込んだ中での計画となっております。そういった中で仮に開発または建築確認等の場合には当然事前に水道及び下水の調査をされております。そういった中で十分に対応でき、またその関係者の方もそれに伴います対応で処理されているというふうに思っております。

それともう一点、下水道計画等で業者を指導する、これにつきましては先ほども言いましたように、事前に十分協議がございまして、そういった中で申請されておりますので、十分に対応できているのではないかというふうには考えております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 本当ですか。

私、何でこんなこと言うかと言うと、きょうも洪水ハザードマップの問題が中島議員だったかな、出ました。そのことを答えてました。いわゆる道路も最近の傾向をずっと見てましたら、一つの宅地造成が行われる、そしてその隣にはガードレールがつくられる、そこを利用はできないようになって、ほかのところからまた隣の土地が宅地化される、そういう傾向があちこちに見られるし、あちこちにその実態があるんです。ガードレールが立ってそっちは行けない、そういうようなことを含めてたくさん問題がある。

それから、そのために私は言ってるのは、道路計画をしっかり持って業者を指導すると同時に、行政の方もそれに向かって一定の措置をしていく、仕事をしていくということではないといけないと思うんです。それが計画的なまちづくりやと思うんです。しかし、それがなされていないのが実態ではないですか。

それと、水の問題にいたしましても、事前に開発許可申請等が建築基準法等によって出てくるから万全だと、十分対策が講じられているということなんです。そうしたら今の洪水、自然に最近の雨水、雨が降る、そういう実態の中でなぜこの間のまち懇を含めて各自治会等からこういう浸水等の被害を実態を解消してほしいと、こういうようなことが出てくるんですか。なぜですか。計画的にちゃんと処理されてたらそんなことは絶対に起こらないと思うんです。その点説明を求めます。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 前段のガードレールの件でございますけども、これは以前でしたら行きどまりの道路といった形で処理されていたように思っております。それを将来を考えて道路を延ばしていった中で当分の間ほかの道路にはタッチしてないといったことでガードレールで処理されていると。先ほど言いましたように、以前でしたら行きどまりのところに家が建つといったような状況で、

やはり何らか将来のことを考えて指導しているといったような結果論の中で起きてるといふふうに考えております。

もう一点、現在の雨水の問題でございますけども、先ほどまで言っていたのは汚水の件でございます。雨水の件につきましては現在雨水計画の全体の見直しを今年度やる予定しております。そういった中でそういう問題につきましては、その問題を見つけて、順次対応していかざるを得ないといったふうなことでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 汚水でこんなことがあったら、そりゃ困りますわ。下水道というのは、もう釈迦に説法やけども、下水道法は汚水だけですか。違うでしょう。全部ですよ。だから、都市下水を含めて全体的に計画を持って対応していないから後追い行政でしりぬぐいみたいなことをせなあかんと言ってるのはそこなんです。

それから、ガードレールの問題も実際だったら隣が造成されておれば、それと有機的に結びつくような形で許認可の申達業務も行われるという方がより合理的なんですよね。しかし、そういうことが行われずに別の道路で申請が出てくるような、そしてまたミニ開発ですから、そのAという土地を持っている者がそこで開発を終わったらBという土地には行けない。Bという土地との有機的な結びつきがあってこそ全体的な道路網の整理もつくんですけど、実際の道路計画がなかったら、それを指導したり誘導したりできへんということになります。

それから、一方で水の問題も、前にも何回も言いますけれども、排水能力を超える水路にどんどん雨水を流す、そういうことが浸水、冠水の危険をいつもはらんでおると。少量の降雨でも心配をしなければならぬ、こういうような状況があるわけですから、それをしっかり調査をして対応、方針を持たないといけないと、このように考えるんですが、

その点いかがと。

それから、道路も当然ミニ開発の延長線上にあると考えて対応が必要ではないかと思えますが、先の、言いましたように、Aという土地を持つ者がBという土地を利用するに当たってAの側のいわゆる権利を残すような形があってはならない。以前にもあったわけですけども、こういうことがありますと、業者のためにまたしりぬぐいをしなければならぬということ、道路問題もしっかりとした計画に基づかないといけないと、私はそう思うんです。ないんじゃないんですよ、あちこちに今出てるんです、市街化区域内でも、また調整区域内でも同じようなことがありますから、このようなことのないように、後追い行政をしないように対応することが今必要だから全体としての計画を持って計画に基づく指導あるいは誘導が必要だと言ってるんですけど、いかがですか。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 当然先ほど議員さんが言われましたように、当然そういう指導は必要ではないかというふうには考えておりますけども、ミニ開発につきましては当然その土地の中での処理といったふうなことからかなり限定される道路形態になるかなといったようなことが現実でございます。ですから、そういう指導につきましては当然指導していくわけでございますけども、やはり指導にも限界がございまして、やはりどうしても問題が残るところも出てきようかなというふうには考えております。

それと、雨水につきましては、先ほども言いましたように、今年度雨水計画の抜本的な見直しをしまして、その中で問題点を探り出し、その中から順次補助に乗るものであれば、補助対象にしながら、できたら事業を執行していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 ミニ開発が問題なんです。

だから問題になる、以前からそうや。それを繰り返してはあかと私言います。そのために町が持っている計画に基づいて指導をする。それで、計画がなかったら指導もできへん。道路計画に基づいて指導をする、また必要な場合は行政も英断をして先行的にその計画を実施する、それに結びつけてくることとか、排水は一日も待っておれんほどの実態が出てきよるんですよ、宅地化が進むに従って。これは補助に乗る乗らんの問題とあわせていかに排水計画をもって対応するかが問題なの。今ほとんど100超えてますでしょ。狭いところに集中すると、よりそこにまた集中するわけです。宅地も互いに競争して地上げ、いわゆる造成高を競争で上げないといけない。そうしたら、古い家はもうつかってしまおうと、こういう状況が生まれるようなことになってるわけですから、それは解消しないと、安全、安心なまちづくりとは言えないわけです。

そういう点では、まず基本的な排水計画を持つ、いわゆる下水道の計画です。そういう点で言えば、汚水は済んでも、都市排水についてはまだまだ問題が残っておるということなんですけど、その点いかがですか。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 先ほども言いましたように、雨水につきましては今年度調査合わせまして、その中から認可申請等をした中で順次できるところからやっていきたいというふうには考えております。

それと、道路の件でございますけども、やはりミニ開発に該当するようなところまでの道路計画は太子町としましては持っておりません。ですから、1,000平米、2,000平米の細かい部分につきましては基本的な道路計画はございませんので、その部分だけの開発行為とかそういう図面が出てきたときだけのその部分だけでの指導、後々のその道路を利用した中での、それとまた将来道路を結んだ中での指導といったふうなことになるかなというふうには考えております。

以上です。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 調査をして基本的な排水計画というのはないんやな、全然。もともと持ってなかったと、都市下水計画は、いわゆる下水計画。持ってなかったから今日になってしもうとるんやと、こういうことか。

それから、道路も基本的な道路の計画があって、そしてそれに結びつくような指導とか、また業者のそこまで持ってくるようなこととかそういうことがなかったら有機的な結合はないと思うんですよ。そういう点で町の対応がまた必要だと私は思うんですが、その点はないんですか。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 前段の雨水計画につきましては現在ありますが、かなり古いもので、今後見直していくといったふうなことでございます。

それと、道路計画につきましては、先ほども言いましたように、今現在そういう狭い間隔での道路計画はございません。割合粗い道路計画でしかございませんので、こういうミニ開発につきましては、小さな区域だけの道路網、道路計画といいますのは、先ほども言いましたように、その区域での道路とそれに伴いますその周りでの道路網、道路の関係で指導していくといったふうなことが現実でございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 また聞きます。

それから、3点目の水道事業についてであります。水道事業はご案内のとおり、住民生活にとりまして欠かせない事業であります。公営水道は安全な水を安定して安価で供給することが事業経営の本旨であります。水道事業そのものは無駄を省いた中で健全に経営する必要があります。これまでの経営を総括して今後の経営方針を確立することが肝要であると思います。公営水道の本旨に基づく経営方針等について説明を求めたいと思いま

す。

あわせて、クリプト対策の導入に係るろ過方式と機種等の選択問題と、また水源を確保するということが料金問題にもつながってまいりますので、これらの機種の選択の経過、また水源開発を行うことが料金にも大事なものであり、また安定した水を安価で安心して供給できるような体制につながると、こう考えますが、その点について説明を求めます。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） それでは、お答えいたします。

水道事業、地方公営企業は住民の生活水準の確保、向上のため、多額の投資、資本投下を必要としております。その中で経済性を追求しながらも基本的には公共の福祉の増進を目指すというのが経営の基本原則でございます。

それと、基本方針としましては、今後とも住民サービスの向上に資するため、社会経済情勢の変化にも十分留意しつつ、地域に調和した事業の展開を図るとともに、独立採算制の建て前のもとに自立性の強化と経営の活性化をしていくことを考えております。

それと、クリプト対策でのろ過方式の件でございますけれども、ご存じだと思いますけれども、クリプト対策としまして、これまでは急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過の3種の方法がございました。それが平成19年度から紫外線照射法というものが厚生労働省の方からは追加されております。

そういった中で、今後予定しております吉福水系につきましても、この水需要を見ながら処理技術の方法とかコスト等を検討しまして、そのときの法令や要綱によりまして整備をやっていきたいというふうに予定いたしております。

水源につきましては、今後今の状況では新しく水源を求めることもなく、現状で対応できるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 水道事業では下水道の面整備に対応して排水管の布設がえを行ってきたために建設改良に係る工事費がかさみ、また企業債も増大したということになるわけですが、これらの返済が会計運営を厳しくしていることは否めないところでありませけれども、工事請負に係る件では再三ここでも指摘をしましてまいりましたように、指名競争入札で、結果は90%以上の高値落札を繰り返してきた。その結果、建設改良に係る経費が増大したことは公営企業の目的である公共の福祉の増進、先ほど説明がありましたような公共の福祉の増進に反することであり、また住民にそのツケを回すことは許されないと私は思うんです。その点についてどう対応するのかということ。

それから、水道管の布設に係る工事業も建設業法に定める業種だと思います。一般建設業と特定建設業の許可が必要な事業であると思うんですが、この点はそれでいいでしょうね。特定建設業、一般建設業、いわゆる建設業の業種であると。ただ、議会の議決を受けないという、この地方自治法の拘束を受けないようなことがあることをよいことに指名競争入札の中で、先ほど言ったような高値落札で水道経営に影響を与えているということもあるわけですから、その点は許されることではないので、説明を求めたいと思います。

それから、クリプト対策の裁量に係るろ過方式について、先ほども説明がございましたように、私は本席でも言いましたけれども、この膜ろ過方式を採用して工事を急いだと。紫外線照射のことも今説明があったとおりでありますけれども、こういうふうなものが後から厚労省の認可事業としても今年4月からの認可する方式になっておるわけですから、何ら急ぐことはなかった。それを急いだ結果として、またこのための経費がかさむ、そういう無駄遣いを何回も繰り返して料金問題が出たのでは間尺に合わない。したがって、それを容認するわけにはいきませんので、これも無駄遣いだと考えるんです。その点いかがで

すか。

それから、特に水需要の問題では、県水の受水との関係でも東芝専用の工場用の使用水量が減少をしたと、そしてこれが経営と会計運営を厳しくしているということは否めない事実だと思うんですが、ただ高額な県水の受水を減らして新たな水源をむしろ確保する方が経営の安定と健全化につながります。料金の改定も必要がないと考えますし、その点の取り組みこそが大事であります。

それと同時に、決算との絡みでもまた聞くことになると思いますが、インターパレス等の例もあるわけですから、しっかりと料金の徴収につながっていかないとはいけませんので、その点を含めて取り組みが必要かと思いますが、その点いかがか。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

下水道工事での関係で事業費が膨れたといったことですが、それにつきましては確かに起債をお借りして事業が進んでおります。しかしながら、下水道事業の方から保障でかなりの費用が出ておりますので、現実的にこれまでのこの短期間のうちに石綿管がほぼゼロに近いぐらいの改良ができたということは、今の起債でもって考えるのであれば、非常に起債は少ないんじゃないかというふうには考えております。

それと、ろ過方式の件でございますけれども、やはりクリプトの指標菌が出てきたということになれば、当然水道事業を運営していく中で、もし現実的にクリプトが検出されましたら、太子町のほぼ3分の1程度、老原であれば約3分の1程度の水がストップになります。それと、やはりどこでまざっているかわからないような状況にもなりますので、水道事業を運営していく中では、やはり安全、安心な水を送るためには当然必要な判断だというふうには考えております。

ですから、ろ過方式につきましてもいろいろ検討した中で急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ

過、それぞれの長所、短所があるかと思えますけども、そうした中でいろいろ検討した中での判断であろうというふうには考えております。

それと、水需要の件でございますけども、県水につきましては、やはり県の方の当初からの割り当てといたしますか、要請いたしております。そういった中から今現在日に2,000トンの受水を予定いたしております。これも県の立場とすればやはりもっととってほしいということで、去年の夏ごろでしたが、要請がございました。しかしながら、現在のこの水道事業の経営の中でどうしてもお断りをせざるを得ないといったことで、追加の受水についてはお断りした経緯がございます。

そういった中で、いろいろ検討した中でやむを得ず県水はそのまま受水せざるを得ないだろうといったふうなことでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 県水の受水の問題ではより節約をするということが大切なんです。だから、そういう点で言えば、2,000トンという、それで今度あと県水の方も使わないとこに余分にかかるような計画を持っていると、こういうことも町は聞いておるんだと思いますが、そういうようなことになりましたら、より節減をしながら対応することによって太子の水源は事足りると、ましてや先ほど言いましたように、工場用の水使用が減ってるわけですから、水源は確保できてるということですから、県水を断っていくような形、高い水を買って安く供給することはならんわけです。経営を圧迫するのは当たり前ですから、そういう点をはっきりさせることこそ大事やと思うんです。

その取り組みと同時に3分の1の水が危険にさらされるということでありますけれども、これは最初の段階で1年ずらして工事をしたということが、これ事実があります。それと、いわゆるトリクロロエチレンの場合

も、ほとんどの害の場合でも煮沸をして吸飲すると、飲むというような飲料に供するというので、あのときにも煮沸をしてくださいというふうに言って、1日もとめてませんわね。

だから、そういうふうはこのクリプト菌の場合もそうですから、何らそういう対応は皆さんもして下さると、そういう中でのことです。そんな急に必要もなかったし、経費も7分の1とかと言われるように、紫外線が今日出てきてるわけですから、それに対応した方がよっぽどよかったと、これも無駄遣いの一つだと私は思うんで、そう言ってるわけです。

それから、先に伺ったこの指名競争入札でいろいろ工事をやってきているわけですが、この水道工事に関しても建設業法の適用を受ける業種ですねということをおっしゃるんです。水道業の中では特定建設業の許可業者と一般建設業の許可業者があるかどうか、それも含めて、私は丸投げの問題をここで大問題にしたことがあります。具体的には地域も指定して。だから、そういう点で伺ってるので、しっかり説明をしていただきたいと思えます。

九十数%の落札率ですから、競争で落札した場合は60%台で仕事が行われている経過があるわけです。それに基づいて計算しても大損失やと、経費の無駄遣いだ、こう思ってますので、説明を求めます。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 工事の指名競争入札の件でございますが、私も水道事業のことにつきまして、中身につきましては余り詳しくはございません。今議員さんがおっしゃられた特定、一般、これはこういう建設業につきましては当然同じ扱いになろうかなというふうには考えております。

それと、今水道業者の中で特定、一般の業者さんがどれだけおられるかというのは、私はそういうことに対しまして、現在去年から水道工事がほとんどなくなっておりますの

で、見たことがなく、調べたこともございませんので、手許に資料がございませんので、その辺につきましてはお答えができないといったふうなことでございます。

以上です。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 分かった。それは調べたらすぐ出ますわな。今度、決算のときに聞きますから、ちゃんと資料として提出を求めます。

それで、私が言いよるのは丸投げ問題言ってるんですよ。ようけあったんやから。これはひどい。だから、特定建設業、一般建設業、これは垣根がないねと、水道事業も。第1表に掲げられてる仕事やと私は思うんですよ、建設業法の。改めてちゃんと調べて報告してもらええんですけど、そういう問題が絡んで、九十数%で請け負って、10%カットでまた業者に出しとるじゃないかということもここで言うたわけですから、そういうことも含めて無駄遣いにつながっている、それが料金にもはね返ってきてる、住民にツケを回してると、こう思うんで聞いているんです。

それから、クリプトも同じです。だから、そういう機種選定、それから対応、そういう点でいけば、住民にツケを回してはいけなないと、こういうふうに思いますので伺ってきました。

それから、県水問題もやっぱりこういう地球温暖化が叫ばれる中ですから、より資源は大事にしなきゃならない。よけ使えというようなことは決して言うべきでない。よけつかった者にはペナルティーを科するという逆なんですよ。当然当たり前です。逡増方式でよけ使った者によけ料金を払ってもら、当たり前の話、そういうことによって資源を有効に節減しながら使う、これ地球環境からいっても当たり前のことを言っておるんですけど、その対応が必要だと思いますが、それどない思います。使えば使うほどええんですか。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） これは私個人的な見解でございますけども、やはり資源を大事にするという考え方からいえば、当然節水、最低必要限な使用といったふうなことが当然の考えだというふうには考えております。と言いながらも、やはり無駄、必要な範囲内でやはりたくさん使っていただくのは水道事業経営からいえば当然いいんではないかと。ですから、不必要なものを使っていただかなくて結構でございますから、必要なものを使っていただいて、その場合には多い方が水道事業会計からいえば有利だというふうなことでございます。

以上です。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 会計の問題と資源の問題とは違いますからな。それで、環境を大切にするといいながら環境を大切にせなあかんと、会計は会計、そして実際に背に腹は変えられん立場を町もとらないと、地方自治の問題もあります。その点は後々また追及しますのでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、第4の質問の給食のあり方について伺いたいと思います。

通告でも指摘をしておりますように、共同調理センター方式、学校給食そのものについては48年に建設をして今日に至っているわけですが、この給食のあり方そのものについてセンター方式を継続するか、または給食に主眼を置いた体制を選択するかによって今後の給食も違った対応が必要になると私は思います。

給食の今後のあり方についてどう考えているかということをお願いしたいのと、それも通告しておりますように、公営施設としての業務か、それとも公設民営か、あるいは業務全体の委託か、あるいは今あちこちで出てきておるような単位学校方式を改めて単位学校での給食の実施か、全面外注かによって違ってまいります。しかし、それは給食そのものは行われるということをお前提にして考えなければならぬと思います。それぞれの

本当にメリット、デメリットを明確にした上での対応が必要だと、こう思うんですが、その上に立っての今後の体制について説明を求めます。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

学校給食センターの運営形態のあり方についてのご質問でございますが、ご承知のように、昭和48年にその運営の効率化が議論され、共同調理センター方式を採用し、現在に至っておりますことはご承知のとおりでございます。

今後の改築計画につきましても、その経緯、また現在の財政状況を考慮して共同調理センター方式の継続を前提に基本構想の策定を進めている予定でございます。また、今後の運営面につきましても、平成20年4月から現施設において給食業務の一部、具体的には調理、配缶、洗浄等の業務を外部委託すべく、現在作業を進めております。

改築後も当然その施設において同様の委託内容で安全、安心の学校給食を継続してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 最近学校の中でも、先ほども説明があったように、建設ありき、学校給食共同調理センターを改築するということが先行し過ぎていると、こう思うんです。それが学校の中でも公設民営になるんだというようなことで物議を醸しとるようであります。

そういうようなことによって、なぜ私がこういうふうに聞いているかというのは、給食、読んで字のごとくの給食をやめるということを私は言ってるわけじゃないんです。しかし、給食を実施するに当たっては、言ってるように、公営施設としての業務、内容的には運搬等も含めて委託をしとるような中身も既にあるわけですから、運営内容が公設民営になるというようなことも学校で言われたり、それから業務全体を一業者に委託するという

ようなこともある。それから、先ほど言いましたように、単位学校方式というのも給食量が増えるに従って、学校のゆとりがあるところでは単位学校方式を再度検討する。そういうようなことも行われているのは全国だと思うんです。全面的に外注するというのも、給食は行うわけですから、今病院の食事があちこちで外注に出されて、それぞれ病気に合ったような食事も供給をされているというような状況も生まれてるわけです。

そういう点から、給食を実施するけれども、実施するに当たっての物をつくったり、配送したりすることも今は現状があるわけですが、何が今必要かということを改めて見直していくことが大事ではないかと。

先にも質問がありましたけれども、所管の常任委員会の報告では、施設のあり方についてはPFI方式についてもいろいろ意見があったけれども、これは間に合わへんというようなことを言ったりしてる。この施設がPFI方式になじむかなじまないかは別といたしまして、当然調査研究をして、これについてのメリット、デメリットも明確にしていくことが必要だと思うんですけど、そういうことが今大切だと私は思います。

改選前の委員会ではこういうことを言ってきたんです。ゼロから調査研究、検討すると、こういう経緯があるわけです。今年度でいろいろこれからどうするかを整理をするとやってきたにもかかわらず、先に建築ありきでは大変な経費がかかる大事業でもありますから問題だと思います。じっくり整理、検討していくべきだと、このように考えるんですが、その点はする気がないのかどうかははっきり確認をしたいと、このように思います。

何でこんなことになるかといいますと、給食については、これは「地方議会人」という雑誌の7月号で、実はデリバリー方式ということで全国あちこちで起こってるわけなんですけれども、岩手県の一つのケースとして紹介をいたしますが、釜石市の教育委員会が市内の5つの中学校に対して、5月1日から希

望する生徒に弁当を配るいわゆるデリバリー方式の給食を決めたようであります。この市が作成した献立に基づいて民間業者が調理をして、ランチボックスで各校に配達する仕組みで、岩手県内では初めてだということのようですけれども、あちこちではあるようです。この1食当たりの保護者負担額は360円と言われております。それも事前に配付される献立表をもとに利用する日を決めて利用金額を支払うと、こういうようなことでやるケースがあるわけです。これも一つの給食の方法なんですよ。

だから、これらも含めたメリット、デメリットをしっかりとつかんだ上で今後の給食をどうするかということが大事だと思うんです。そういうことを考えないで、ただ施設の建設ありきでは同意ができる問題ではないと、このように思います。

学校給食法に基づく、今給食はどうあるべきなのかを教育委員会しっかり持っているんですか。その辺も含めて説明を求めたいと思います。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） まず、センター方式か単位学校方式かというご質問でございます。これはご答弁をさせていただいておりますように、これは48年のセンター方式を採用するときいろいろと議論はされてセンター方式がよかろうということで学校給食センターが建ったということでございますので、そういうところは、それから以降、センター方式じゃなしに単位学校方式の方でよかろうと、そっちの方はどうやというようなご意見等々は私どもとしては今のところは伺っておりません。したがって、このセンター方式でやろうということでございます。

それと、建築の方ではPFIという方法、これは今言われましたんですけども、時間的な問題ということがございます。これについては今検討中でございます。そういう時間的な問題もありますけども、検討はしておりますのでございます。

それと、デリバリー方式の話も出ました。太子町におきましては、ご案内のとおり、幼稚園から中学校までを給食で対応いたしておりますので、このセンター方式で、これは継続していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 それぞれ市が作成した民間業者がデリバリーだ、そういうことですか。だから、それも給食の一つと。そうしたら、センターでつくって、今米はよそで食缶で配布することもやってきた。それから、副食だけを供給する事業、それでパンもそれぞれ必要なところで入札を含めて、これまで経緯があるんです。それで、学校給食共同調理センターがつくった段階も私もありましたから、そんな説明してもらわなくてもよう分かってるんで、しかし単位学校方式の問題はあと言ったことあるんです、何回か。それで、今問われているのは地産地消の問題も含めて単位学校方式が問われ直してきているということはここで言ったことがあるんです。だから、だからからも聞いてないんじゃない。

それから、かつてはほんまに食育ということ、食事に関係することを言えば、単位学校できょう何やと言うておばちゃんがつくってくれてるようなことが学校給食としてあったわけです。だから、それがなじみになってきたんですけれども、共同で処理をするというて48年につくったことは事実です。しかし、今もう一回問い直さなければならぬ問題も出てきているわけですから、はっきりと説明を求めているのは、当初から学校給食が、だから給食はやめると私は言ってるわけじゃないんです。しかし、給食を維持する、その中で給食を供給する体制という点では、何も学校給食共同調理センターでつくらなくても給食は供給できるんです。今言いましたように、デリバリーもそうだし、それから全面的に外注することも、病院食のことも言いましたけども、そういう形もあるわけですから、

それら全体を通して本当に何が今必要で、学校給食法にいうことにも矛盾は私はどうも思わないと思うんです。

この学校給食法の目的からいっても、1条で学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与するものであることもかんがみ、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及、充実を図ることを目的とすると。それには給食を実施する、しかし給食に問題点があるかどうかは、先ほどのデリバリー方式でも紹介したように、市が作成した献立に基づいて業者がランチボックスで持ってくるということも給食の一つ。だから、食育にも矛盾はしないと。岩手県だからこうなるとるのか分からんけれども、保護者負担は360円と、こういうふうなこともやってるところが出てきているということの中で、給食を維持する中で取り組みとして、今後共同調理センター方式でやって、施設を持って業者にもうけさせるようなことをするか、それとも業務をしっかりと請け負うところに外注をするかによっても違うと思うんです。だから、給食そのものは維持するというのを言ってるんですが、それと学校給食のねらいに矛盾しなかったらどんな方法でもまた対応してもいいんじゃないかと、こういうふうにも思うんですけど、その点どうなんですか。教育委員会しっかりそのことを持ってなかったらおかしいと思うんですけど、いかがですか。どんなんですか。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） いろいろと言われたわけでございますけれども、私どもの方はそうした中で、今までのいわゆるデリバリーでしたら今までなかったところがデリバリー方式というところも確かにございますが、太子町といたしましては幼稚園から中学校まで完全給食をやっておりますので、それを継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 ちょっとおかしいないか。幼稚園から中学校まで完全給食を実施するんでも、デリバリー方式でもできるんや。できへんのと違うの。だから言ってる。何も初めて実施するところでやってるとちゃうんや。

だから、それは病院食も含めて言ってる給食を供給する体制は共同調理センターでしかできへんかといったらそうじゃないということを私は言う、まず。だから、給食内容に学校給食法に基づいて矛盾するのかと言うと、その答えしてもらわな困る。給食は実施するんやから。しないとやってるんやったら言いなはれ。その上でデリバリー方式もあるし、全面的に外注する方法もあるし、いろいろある。

ここでつくらなきゃ学校給食にはならへんとおっしゃるんなら別ですよ。そうしたら説明してもらいたいんです。それで、献立も地域でやり、また必要によっては資材も地域のもの使えと言ってもできるようなこともあるわけですから、もともとは学校給食はお弁当を持参できない児童のために始められたんですから、それから始まってるとですよ。

全体として私は学校給食法まで持ち出して言ってるんだから、給食をやめるというんだったら言ってください。そうじゃないことを言ってるんやから、方法はいろいろあるのに、それをみんなたたいて、そして経費的にも、そして内容的にも価格の面でも給食として値するものが供給されたら一番いいんじゃないですか、その点を言いたいんです。

議長（北川嘉明） 教育長。

教育長（圓尾哲一） 桜井議員のおっしゃるように、学校給食法の第1条の趣旨からいうて、単位学校方式もデリバリーも、それは学校給食に全部値するというのは認めるところであります。

ただ、太子町の先ほどこれも桜井議員がご存じやおっしゃったんですけど、昭和48年の給食共同調理センター方式を本町はとっております。現在もそれをとっております。そういう意味で本町としましては単独に戻した

方が経費的にも私は高くつく、そんなふう  
に聞いております。そういう中で、やはり現  
在の共同調理センター方式をする方が町のた  
めにもなると、そんなふうと考えておりま  
す。

ですから、今さっきのデリバリーだったら  
三百六十何円かかるとおっしゃったですけ  
ど、今太子町は幼稚園とか小学校、中学校に  
よってそれぞれ1食当たりの値段は違いま  
すけど、220円から260円ぐらいの間で  
できております。そういう経費負担から言  
うても共同調理センター方式の方がベス  
トだと私は考えております。

以上です。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 私は単独校方式を今絶対  
せなあかんと言うてるわけじゃないんや。そ  
れで、給食、360円はどうかは分かりませ  
んよ、ここでも。だから、施設を全部使  
うて、光熱水費も皆使ってやれば、それは  
その供給できるわけですから、それらの  
経費をどこまで町が持つかによっても施  
設をつくるよりも安いのかも分かりませ  
んよ。町が施設管理費に回すお金のかわ  
りにそういうものを補助していくと安い  
かもしれんですよ。だから、それらを含  
めて給食そのものづくり方、供給の仕  
方さえ問題なければ、学校給食法とは  
矛盾しませんと言うてるわけやね。それ  
が大事なんや。その上に立ってどうい  
う方法で給食を供給するかということ  
を考えなきゃならないということじゃ  
ないかと言ってるんですから、その  
辺のところははっきりさせていただ  
きたいと思うんですけど、それで病  
院食も今こういうふうになってます  
よと言ってるんですから、その  
辺どうなんですかね。あと何  
分かいな。

（「4分切りました」の声あり）

それなら、次に移ります。後から聞  
きます。これは答えてください。

議長（北川嘉明） 教育長。

教育長（圓尾哲一） 現在のところ考  
え方としては共同調理センター方式を  
とっていき

たいと思います。

それから、今いろいろおっしゃった  
件については、食育、教育推進の面  
から外れてないということは我々とし  
ても認めております。

以上です。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 30分から始めたんや  
で。

議長（北川嘉明） 33分。

桜井公晴議員 33分から。そして、何  
で4分になるんや、当局の答えもある  
のに。

議長（北川嘉明） 続けてください。

桜井公晴議員 それはまた後から聞  
きますわ、今の。もうけしからん話  
で。

契約制度について、移ります。これ  
はすべての競争入札が厳正公正に行  
われると、それから経費の節減を図  
ることが肝要であるということと先  
の議会以降の取り組み等についても  
説明を求めます。

それから、業者の入札参加資格に係  
る問題の取り扱いにつきまして、先  
ほども言いました特定建設業と一般  
建設業について、先に議会で指摘し  
た以降の委員会で一般建設業の業  
者を特定建設業と同じ扱いをしたこ  
とが発覚をしました。これを容認し  
たのでは特定と一般を区分している  
意味がなくなります。うっかりミス  
では済まされないし、責任の所在と  
責任等について伺います。

それから、先に清原議員の方から指  
摘がありましたように、虚偽の審査書  
類を作成して公共工事への参加資  
格を得たことに対して太子町の業  
者が逮捕されましたけれども、ペ  
ナルティーも科したと言いますが、  
詐欺行為は犯罪であります。談合等  
とは違うと言ってますが、談合も同  
じでありますけれども、談合は高  
値落札と予定価格をめぐる贈収賄  
のもとであり、税金の無駄遣いにな  
りますし、詐欺行為によって参加を  
するなどもってのほかですから、そ  
の点もはっきりさせていかないと  
いけない。それから、右翼暴力団の  
資金源を断つということも大事にな  
ってきている中

ですから大事であります。

それから、先のことについては、前  
助役の

ことについては退手組合の規定によって返還をされた。それ具体的に額とか、それからどこへ返還されたか、町がかけてきたお金が退職金になってるわけですから、はっきりとしないといけないと思うんです。

それから、年金の2分の1の支給停止、それもどの額でいつまでどうなってるかについては初めて聞くわけですので、ここで説明を求めたいと思います。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） まず、先の議会以降の取り組みということでございますが、現在は前年度におきまして、太子町入札契約制度検討委員会の中で検討させていただきまして、この4月から制限つき一般競争入札の範囲を2,500万円から700万円以上という形に変えまして、実施をしているところでございます。6月議会で質問のあった以降についての取り組みについては、検討委員会の中でまだ順次継続してやっておるところでございます。

それと、一般建設業者を特定建設業者と同じ扱いにした責任の所在と責任ということでございますが、今回の事例につきましては、入札執行後、落札者と工事請負契約を締結したものであり、元請負人から担当課に提出されました工事施工計画及び下請負人等通知書に記載された下請負契約金額につきまして、建設業法第16条に規定する金額、3,000万円以上ということでございますが、これを超えておりまして、担当職員のミスということがありまして、事前に防ぐことができなかったという結果になっております。

結果的にはその建設業法に抵触していることは遺憾でありまして、地方公務員として法令を熟知し、職務遂行に当たることが職員の本分であり、この事実を受けとめまして、当時の担当課長、担当者につきまして嚴重注意があったところでございます。

その後、本町としましては、今後かかることのないように、去る8月22日、技術系の職員全員を集めまして、太子町入札制度の改正

の経緯、そして契約事務手続の流れ、また契約事務手続に関する確認事項等の内容による研修会を開催をいたしまして、適正な事務処理体制の確立を指示したところであります。そういったことをして、今後そういったことのないように防止していくということが責任ある処置と考えております。

それと、虚偽審査書類の作成に対しまして太子町の業者が逮捕されたが、その対応ということでございますが、5月に建設業法違反で業者が逮捕されました。本町としましては、平成19年6月4日から平成20年2月3日までの8月間指名停止をしたものでございます。その後、この業者につきましては刑が確定しまして、それを受け建設業許可権者である兵庫県は、平成19年8月3日付をもちまして建設業法第29条第1項第2号に基づき建設業の許可を取り消しております。町としましてもその許可を取り消されているため、それ以上対応はしてないということでございます。

それと、先ほどの前助役の退職金の返還でございますが、退職手当の返還につきましては、特別職員の退職手当に関する条例の規定に基づきまして、助役期間中でありまして退職金については禁錮刑以上の刑に処せられた場合、返納するという規定がございます。金額的には全額総支給額約800万円強でございます。

それと、共済年金の方につきましては、実刑の場合の刑の確定後、5年以内の刑の間はその期間はゼロ、それと残り5年までの期間につきましては100分の50の支給ということになっております。

それと、執行猶予期間の場合におきましては、期間中は100分の50の支給ということがありまして、執行猶予期間満了後につきましては、その執行猶予期間中の停止分が全額返納されると、個人に支給されるということでございます。

ただ、共済の掛金につきましては個人の掛金もございますので、町の負担というのほど

のくらいは今回手持ち資料ございませんので分かりません。退職手当につきましては、これは全額公費負担ということでございます。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 退手組合の規定で今あったんですけども、それらについては町も納めてきているから町にも返ってきたというのはありませんね。予算でも今なかったでしょう。補正予算でも出なかったから聞いとるんです。それは町が負担してきたこともあるんですから、それをどうするかという問題も当然説明を必要とします。

それから、先の職員のミスだと、単純なミスでは済まされない問題として言っていることについては、昨年3月21日に経営事項審査に係る虚偽の記載による建設業違反業者が存在し、特定建設業の許可業者でない者が請負し、しかも丸投げしてる旨を事実書類をもって告発をした方があると思うんです。そういうものに基づいて、何ら措置もせずに放置をし、その後の再三の指摘でこのことが明らかになって初めて我々にも説明した、こういうことがあります。

だから、隠しておいて何とか切り抜けようとするような経過があり、またそういう隠べいの体質が見られると思うんですけども、それはどういうふうに指示、それで職員に注意するだけでなしにすべてこれらを経験してる者ならすぐ分かるようなことが出てきているわけですから、これの責任の所在と責任を明確にすること、そしてそれがその契約によって高値落札で大損をしているということは今先ほどの清原議員の説明もありました。虚偽の申請をする者はもう詐欺やから、詐欺するような者に工事請負をさせることは絶対に許してはならないと思うんです。そういう点での姿勢に欠けるのは何でかと。それで、不正に対してまだ損害賠償もしない、そういうようなことについての体質がこういうことを示しているんじゃないですか。その点について説明を求めます。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） まず、退職手当の町の負担ということでございますが、退手組合に対する負担につきましては、町が負担金をすることは当然その規定上すべきものであって、それが返還されたから太子町にも返還があるというものではございません。あくまで退手組合において管理をするものであって、返納は退手組合が受けて、それをプールしておるということでございます。

それと、損害賠償ということでございますが、その可能性としてはそういったことも考えられんことはないとは思いますが、損害賠償を請求する場合には、あくまでその損害賠償の額がどういったものであるかということが明確にされての損害賠償であって、町に対してそれを町が要求するのではなく、言葉が悪いですけども、気がつかれた方が例えば住民監査請求をする。それに基づいて、住民監査請求の中においてそれを受付を受理をしないということになれば、そういった形の裁判という、その手順があると思います。町が直接その損害賠償を請求するということはこの段階ではなかなか難しいと考えております。

（桜井公晴議員「指摘があったことに、それは答えがなかった。隠べいしたのとちゃうかと、知っとって、去年3月に指摘があったやろういうて」の声あり）

議長（北川嘉明） 続けてください。

総務部長（佐々木正人） 私はそういう指摘……。

（桜井公晴議員「いやいや、あんた知ってへんならほかの人が知っとるんとちゃう。去年3月や。知っとる人が答えなんだからあかへん」の声あり）

議長（北川嘉明） 答弁。

（桜井公晴議員「人に責任なすらんでも、去年指摘があつとるやないか。こんな問題がありますよということ。知っとる人が答えてくれへんなら前行かんで」の声あり）

答弁してください。

総務部長。

総務部長（佐々木正人） 申しわけございませんが、具体には私は聞いておりません。

議長（北川嘉明） 桜井議員。

桜井公晴議員 私はもう時間ですからやめなきゃならんですけど、また総括でも伺いますので、ちゃんと昨年度に指摘があり、私は6月にも言ったと。しかし、そのときは知らんと言うた。それが今出てきたということは、隠ぺい体質の中で出とることで、責任逃れ、しっぽ切りにしてはいけないから言って

るんですよ。それで、そのとき町長も判を押しとるし、担当者の責任じゃありませんで。その点だけ言うという質問を終わります。

議長（北川嘉明） 以上で14番桜井公晴議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月14日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

（散会 午後2時56分）